

## 第 4 日

1. 平成28年3月18日午前10時00分招集
2. 平成28年3月18日午前10時00分開議
3. 平成28年3月18日午後6時35分閉会
4. 会議の区別 定例会
5. 会議の場所 和水町役場議場

6. 本日の応招議員は次のとおりである。(14名)

1番 生山 敬之	2番 森 潤一郎	3番 蒲池 恭一
4番 豊後 力	5番 荒木 政士	6番 松村 慶次
7番 小山 暁	8番 高巢 泰廣	9番 庄山 忠文
10番 池田 龍之介	11番 杉村 幸敏	12番 笹 洸賢吾
13番 荒木 拓馬	14番 杉本 和彰	

7. 本日の不応招議員は次のとおりである。(0名)

なし

8. 本日の出席議員は応招議員と同じである。

9. 本日の欠席議員は不応招議員と同じである。

10. 職務のため出席した事務局職員は次のとおりである。

事務局 長 松尾 裕二 書記 前田 聡子

11. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者は次のとおりである。

町 長	福原 秀治	教 育 長	小出 正泰
総務課 長	高木 洋一郎	総合支所 長	有富 孝一
会計管 理者	隈部 久美子	まちづくり推進課 長	池本 文雄
税務住 民課 長	樋口 哲男	健康福祉課 長	高岡 悦雄
商工観 光課 長	坂本 政明	建 設 課 長	池田 宝生
農林振 興課 長	北原 望	学校教育課 長	吉田 収
社会教 育課 長	豊後 正弘	住 民 課 長	石原 民也
農業委 員会事務局 長	石原 忠邦	町立病院事務局 長	堤 一徳
特別養 護老人ホーム施設 長	坂本 誠司		

12. 議事日程

- 日程第1 議案第5号 行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備について
- 日程第2 議案第6号 和水町行政不服審理職員の任用等に関する条例の制定について
- 日程第3 議案第7号 和水町行政不服審査会条例の制定について
- 日程第4 議案第8号 和水町報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について

- 日程第5 議案第9号 和水町新築住宅及び新築賃貸住宅に対する固定資産税の減免条例の一部改正について
- 日程第6 議案第10号 和水町国民健康保険税条例の一部改正について
- 日程第7 議案第11号 和水町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例及び和水町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部改正について
- 日程第8 議案第12号 菊水カヌー館の設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 日程第9 議案第13号 和水町一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について
- 日程第10 議案第14号 和水町附属機関設置条例の廃止について
- 追加日程第1 和水町付属機関設置条例の廃止についての撤回の件
- 日程第11 議案第15号 和水町教職員住宅設置条例の一部改正について
- 日程第12 発議第2号 和水町議会会議規則の一部改正について
- 日程第13 発議第3号 和水町議会基本条例の制定について
- 日程第14 平成28年度当初予算審査報告について
- 日程第15 議案第24号 平成28年度和水町一般会計予算
- 日程第16 議案第25号 平成28年度和水町国民健康保険事業会計予算
- 日程第17 議案第26号 平成28年度和水町介護保険事業会計予算
- 日程第18 議案第27号 平成28年度和水町特別養護老人ホーム事業会計予算
- 日程第19 議案第28号 平成28年度和水町簡易水道事業会計予算
- 日程第20 議案第29号 平成28年度和水町下水道事業会計予算
- 日程第21 議案第30号 平成28年度和水町特定地域生活排水処理事業会計予算
- 日程第22 議案第31号 平成28年度和水町春富財産区特別会計予算
- 日程第23 議案第32号 平成28年度和水町後期高齢者医療事業会計予算
- 日程第24 議案第33号 平成28年度和水町病院事業会計予算
- 日程第25 議案第34号 和水町過疎地域自立促進計画の策定について
- 日程第26 同意第1号 和水町固定資産評価員の選任について
- 日程第27 常任委員の選任について
- 日程第28 政治倫理調査会委員の選任について
- 日程第29 陳情等の常任委員長報告について
- 日程第30 閉会中の継続審査について
- 日程第31 閉会中の継続調査について
- 日程第32 議員派遣について
- 追加日程第2 発議第4号 県河川、十町川河川掘削及びよしの除去に関する意見書の提出について
- 追加日程第3 発議第5号 TPP協定の国会批准をしないことを求める意見書の提出について

追加日程第4 副議長辞職許可について

追加日程第5 副議長の選挙について

追加日程第6 議席の一部変更

---

開議 午前10時00分

○議長（杉本和彰君） 起立願います。

おはようございます。

御着席ください。

これから本日の会議を開きます。

---

日程第1 議案第5号 行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備について

○議長（杉本和彰君） 日程第1、議案第5号「行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備について」を議題とします。これから質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（杉本和彰君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（杉本和彰君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

この採決は、起立によって行います。

議案第5号、行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（杉本和彰君） 起立多数です。

したがって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

---

日程第2 議案第6号 和水町行政不服審理職員の任用等に関する条例の制定について

○議長（杉本和彰君） 日程第2、議案第6号「和水町行政不服審理職員の任用等に関する条例の制定について」を議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（杉本和彰君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶもの多数)

○議長(杉本和彰君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

この採決は、起立によって行います。

議案第6号、和水町行政不服審理職員の任用等に関する条例の制定については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(杉本和彰君) 起立多数です。

したがって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

---

### 日程第3 議案第7号 和水町行政不服審査会条例の制定について

○議長(杉本和彰君) 日程第3、議案第7号「和水町行政不服審査会条例の制定について」を議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶもの多数)

○議長(杉本和彰君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶもの多数)

○議長(杉本和彰君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

この採決は、起立によって行います。

議案第7号、和水町行政不服審査会条例の制定については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(杉本和彰君) 起立多数です。

したがって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

---

### 日程第4 議案第8号 和水町報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について

○議長(杉本和彰君) 日程第4、議案第8号「和水町報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について」を議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

(「なし」と呼ぶもの多数)

○議長(杉本和彰君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶもの多数)

○議長(杉本和彰君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

この採決は、起立によって行います。

議案第8号、和水町報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(杉本和彰君) 起立多数です。

したがって、議案第8号は原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第5 議案第9号 和水町新築住宅及び新築賃貸住宅に対する固定資産税の減免条例の一部改正について

○議長(杉本和彰君) 日程第5、議案第9号「和水町新築住宅及び新築賃貸住宅に対する固定資産税の減免条例の一部改正について」を議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

(「なし」と呼ぶもの多数)

○議長(杉本和彰君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶもの多数)

○議長(杉本和彰君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

この採決は、起立によって行います。

議案第9号、和水町新築住宅及び新築賃貸住宅に対する固定資産税の減免条例の一部改正については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(杉本和彰君) 起立多数です。

したがって、議案第9号は原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第6 議案第10号 和水町国民健康保険税条例の一部改正について

○議長（杉本和彰君） 日程第6、議案第10号「和水町国民健康保険税条例の一部改正について」を議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

10番 池田龍之介君

○10番（池田龍之介君） はい、10番。私、一般質問でも、この改定について質問いたしましたけれども、将来、県段階で統一がされるということに計画がなされております。その時、一般質問の時も言いましたけれども、弱者救済のためということで、出来るだけ、弱者救済になるような、県統一段階でですね、町の方から要望されることを改めて要望しておきます。

○議長（杉本和彰君）

町長 福原秀治君

○町長（福原秀治君） はい、池田議員の御質問にお答えを申し上げます。一般質問の際にお答えを申し上げましたように弱者救済ということにつきましては、これは、当地区を限らず、全体的な命題でもございます。従いまして、そのへんにつきましては、機会をいただいて、発言をしまいたいというふうに思います。

○議長（杉本和彰君） ほかに質疑はありますか。

12番 笹淵賢吾君

○12番（笹淵賢吾君） 一般質問で、この国保税の値上げについては質問をいたしましたが、確認をしておきたいと思いますが、今回の改定によって、一世帯当たりの値上げですね、値上げ額、平均しての。それから、一人あたりの値上げ額、それから、ランクが色々あるかと思いますが、その、一番上がる人で、上がる世帯で、どれだけ上がるのかということと、一番下のランクで、どれだけ上がるのかと、減額ということもありうるようなニュアンスのこともありましたけれども、そのことについてお聞きをします。

○議長（杉本和彰君）

町長 福原秀治君

○町長（福原秀治君） はい、詳細は担当課長より答弁申し上げますけれども、それに先立ちまして、私の方からお話を申し上げたいと思います。答弁を申し上げたいと思います。この健康保険税の改定、つまり引き上げにつきましては、非常に一般質問でも、お答えを申し上げましたように、断腸の思いでございます。他の議員さんからの質問もございましたように、基金の取り崩し、等々も考えました。特に、30年度から県の方に一本化するという予定になっておりますものですから、それまでもなんとか持ちこたえられないかということで、検討いたしましたけれども、現状のままでは、とても、健康保険行政そのものが、立ち行かない、それから、基金を取り崩すということにつきましても、他の保険の組織がございます。そういう意味では国民健康保険税に加入していただいているみなさんは、約3割程度、そのために基金を取り崩すということほど

うしても、無理がございましてこのようなご提案を申し上げるに至ったわけでございます。つきましては、過去、何度か引き上げのご提案、正式ではないにしましてもですね、提案を申し上げたようでございますけれども、健康保険の基金がなくなるまでは、なんとか持ちこたえようというところで、現在を迎えているということでございます。本来であれば、都度都度の見直しで段階的に引き上げをしていただければよかったのかなと思いますけれども、今に至っては、それを申し上げても仕方がないことでありまして、今後は、県の方に統一されますけれども、段階、段階、あるいは、期間、期間で見直しに努めてまいりたいと、そういうふうに思います。詳細につきましては、担当課長より御説明を申し上げます。

○議長（杉本和彰君）

税務住民課長 樋口哲男君

○税務住民課長（樋口哲男君） はい、笹渕議員の御質問にお答えしたいと思います。先般の一般質問で、一世帯あたり平均で5万1,000円の増、一人あたりでは約2万9,000円の増ということで申し上げたところでございます。先般も言いましたけれども、今回の改定ですね、システム的に非常に一人ずつというのは難しい部分がございます、ただ、階層別にですね、今回はパターンで若干したところでございます。先般も言いましたけど、今回、固定資産税、このへんを減額しておりますので、中にはですね、特に所得がないところで、固定資産がある、そういう世帯では逆に今の保険税より低くなる、マイナスいくらかというかですね、そういうところもございません。高いところでですね、モデル的に若干したところでは、所得が、営業所得というかですね、そういうところで、所得がお二人で約500万位とした場合ですね、年間で18万、17万くらいは上がる世帯もあるということでございます。最終的には限度額というのがございますので、そこは各家庭の世帯の状況、人数等でですね、当然変わってくるかと思っております。以上です。

○議長（杉本和彰君）

12番 笹渕賢吾君

○12番（笹渕賢吾君） ま、今の答弁ですと、一世帯あたり5万1,000円の値上げと、一人あたりにすると2万9,000円の値上げということで、上がる世帯ということでは、一世帯あたり500万として所得として18万円ほど上がるのではないかと。で、まあ、下がる場合は全くないということで理解していいわけですね。一番上がった中で、一番低く上がる人ですね、それをお聞きしたいのが一点ですね。それからあの、総務課長の方にお聞きしたいと思います、一般質問で言いましたように、財政調整基金を取り崩してそれを一般会計に繰り入れて、そこから特別会計の国保会計にということで質問をいたしました。その時に、法定外はなかなか難しいというような答弁がありました。で、そうなる、法律の中でですね、そういうふうに決まっているのかと、一般会計からの繰入れですね、その流れの中で、ダメだと、国保会計に入れてはならないというふうに法律の中で決まっているのか、そういったところをお聞きしたいと思います。

○議長（杉本和彰君）

税務住民課長 樋口哲男君

○税務住民課長（樋口哲男君） はい、ただいまの御質問の上がる中でも少ないところというか、

これも先程申したように、システムの非常に難しく、そこまでのパターンというか、そこはすみませんが、今回は出しておりません。で、またあの、低所得者ですね、の方につきましては、現在33万以下の所得階層ですけど、国保の37%が33万以下の世帯になっております。で、先程申したように今回、固定資産関係ですね、このへんが減らしておりますので、世帯によっては当然今の税額よりも下がる世帯もあるということでございます。以上です。

○議長（杉本和彰君）

総務課長 高木洋一郎君

○総務課長（高木洋一郎君） はい、笹渕議員の御質問にお答えいたします。一般質問の折にも申し上げましたように、国保への一般会計からの繰り出しは、国保事業の独立性、受益と負担の関係から考えにくいというふうに申し上げたところでございます。国民健康保険法第10条では、市町村は特別会計の設置義務が課されております。国保事業の独立性がそこで担保されているということでございます。それからまた、一般会計からの繰り出しについても法上の規定がございます。国民健康保険法第72条の3第1項、ここには市町村は政令の定めるところにより、一般会計から所得の少ない者について条例の定めるところによりうんぬんとございますが、いわゆる所得税の軽減賦課ですね、その措置に対するものを出しなさいと、軽減したものについて出しなさいというふうに理解できます、規定がございます。それから、72条の4第1項には、市町村は前条1項の規定に基づく繰入の額のほかに、政令の定めるところにより所得の少ないものの数に応じてという規定がございます、低所得者層の割合ですとか、高齢者の方々の割合などを勘案して、保険者、町の責に帰せない、帰すべきでない者、そういう理由がある場合には出しなさいと、一般会計から出しなさいという規定がございます。この2ヶ条に規定されているものについては、現在も国保会計に一般会計から繰り出しがなされております。これがすなわち、いわゆる、法定内繰り出しでございます。しかしながら、そのほかに法律上は規定されていないものの、総務省通知によりまして、国保会計への繰り出し基準が示されております。27年の3月に通知がまいっておりますけれども、その中には事務費、人件費や需用費など、それから出産育児一時金3分の2、これについては繰り出ししても構わないよという、通知がまいっております。これらは、逆に申しますと、それ以上の繰り出しについては想定されていないものであると、わたくし共は認識をしております。厳格に言えば、その諸通知は法に定めのないものを、一般会計から繰り出すことを認めているというふうに認識しているところでございます。そういう理由から現在法定公会計のですね、繰り出しを行っているという状況であります。

○議長（杉本和彰君）

税務住民課長 樋口哲男君

○税務住民課長（樋口哲男君） はい、ただいまの総務課長が申したとおりでございます、それとですね、国民健康保険関係で、厚生労働省からもですね、予算編成にあたっては、総務課長が申したとおり、四つの部分ですね、そのへんを予算計上してくださいという通知関係もきておるところでございます。以上です。

○議長（杉本和彰君）

12 番 笹渕賢吾君

○12番（笹渕賢吾君） 今、法律上も、それから、総務省とか厚生労働省の方からの通知ということが色々答弁としてありました。ただ、今の町民の実態ですね、消費税も8%に上がって、10%にも上がると、いうふうな予定にされておりますけれども、それから、所得がそもそも上がってきていないと、そういう中での国保税の値上げと言うことは、かなり、暮らしに直撃する問題なんですね。これをどういうふうに捉えるかというのが一つは私はあるというふうに思います。今、答弁の中で、いろいろありました。私はですね、こういったものも含めて、もっとですね、法定外も含めて、内も含めて、財政調整基金あたりからですね、一般会計に、そして一般会計から加入者の方にですね、支援策として打ち出していくと、実は全国で市町村の中で、20自治体ほどですね、引き下げるために、あるいは、引き上げを抑えるために、こういうやり方ですね、法律の範囲内だと思いますけれども、きちっと抑えているというのが、報道されております。ですから、どこかから、やっぱり、町民、住民に負担をかけないような形でできないのかということですね、是非工夫をしていただきたいというふうに思います。国保会計が厳しくなればそれは保険加入者からですね、上げざるを得ないということで、今回提案をされています。しかし、それをやったらずっと上がっていくということなんですね、所得は増えないのに上がっていくと、いう状況のなかですとずっと続いて行くわけですね。それから、平成30年度から県に一本化することですけれども、私はこの一本化することによってですね、国保税は和水町の場合はかなり上がると思います。それはあの、ご存知のように都市部では病院、大きな病院とかありますし、病院が多くあればそれだけかかる率というのは、早くて多いというふうに言われております。ですから、なるべく、長生きをして健康でということでは、農村地帯の自治体の方がやっぱり、国保税そのものは低いんですよ、どこを見ましても。それはご承知だと思いますけれども、ですから、県に一本化した場合には、熊本市とかはかなり高いんですね、玉名市も高いです。ですから、一本化したら、必ず、いまの国保税よりも和水町は上がるというふうに私は思っています。ですから、そういった中でですね、じゃあ、30年度に上がるから、一本化されていくからということで、今回の提案で少し上げておこうというようなことではですね、町民の暮らしが果たして守れるのかというふうに私は思います。なんとしても、基金がやっぱり30億円、財政調整基金ありますので、こういったものを利用して、値上げを抑えて町民の暮らしを支えていくと、こういうことが私は今は本当に大事だというふうに思います。そういうことも含めて考えますと、今回の提案には反対の態度を表明しておきたいというふうに思います。

○議長（杉本和彰君） ほかに質疑はありませんか。

11 番 杉村幸敏君

○11番（杉村幸敏君） あの、質問がありましたが、国保税の一世帯あたり、5万円というのは本当に重税感があります。これはもう、ありますが、やっぱりこれはもう当然それだけの福祉をやっていかなければいけないということで、私は一応予算化もしてありますので、これには反対はしませんが一応あの、課長にお尋ねしますが、今年度の国保税と、前年度の国保税との差額、そこらへんが、どれくらいあげた場合に、今度増えるのかわかってると思いますので、答弁をお

願います。

○議長（杉本和彰君）

税務住民課長 樋口哲男君

○税務住民課長（樋口哲男君） はい、国保会計の歳入というか、そのへんであるかと思いますが、一応今回、新たに試算の方法でやっております。税につきましては、前年度27年度の予算に対しまして、8,000万、8,500万位増ということで、予算上はなっております。

○議長（杉本和彰君） ほかに質疑は。

3番 蒲池恭一君

○3番（蒲池恭一君） 今、いろいろな意見がある中で、私も国保運営協議会の委員としてですね、なるべくなら上げて欲しくないという意見も述べさせていただきながら、基金を2億積み立てて、切り崩しをされる中で、それを使ったあとにというような意見の中で、今回上げることになったわけでございます。町長の発言の中で、もうちょっと早くあげておけばというような言い方もありますけれども、それは協議会の中です、しっかり、今までの執行部の中です、そういうことがなされたわけでございます。だから、そういう意見に対してはですね、ちょっと異義を申し立てたいと思いますし、20位の市町村ですかね、わかりませんが、そういう中で、そういう繰り出しができる、してるということがありますので、そういう発言があつてますので、それに関してですね、総務課長、しっかり調査をしていただいでです、本当にどういうやり方をされているのか、私たちもですね、審議会の中で、そして今回苦渋の決断の中で、上げられることに賛成を投じなければ、目的税という国保税のあり方がですね、仕方ないと思う中で、今、発言をさせていただいてます。そういうこともですね、しっかりと我々に示していただきながら、本当にそれが国保にかたっている方と、社会保険の方との整合性ですね、そこらへんが町としてどうなのかまでですね、私たちとしても考えていきたいと思っておりますので、そういうことがあつているという発言があつてますのでしっかりと調査をしていただいでですね、私たちに示していただきたいと思っております。回答をお願いします、答弁をお願いします。

○議長（杉本和彰君）

総務課長 高木洋一郎君

○総務課長（高木洋一郎君） はい、財政担当部署として、それから、税務住民課とも協議をしながら調査をさせていただきたいと思っております。ありがとうございます。

○議長（杉本和彰君）

11番 杉村幸敏君

○11番（杉村幸敏君） 本当にみんなが増税は好きません。こういうことも、好かないが台帳を取り崩しはできないという認識はやっぱり社会保険、国民健康保険、やっぱりみんなが10人が10人その保険ならば、やむを得ないだろうと思っておりますが、そういう状況もあると思っております、私は今度20日の日に部落の常会があります。初寄りがあります。その時にやっぱりこういうことは報告をしたいと思っておりますので、課長、この増税になったあとで、町民から、えらい今度は国民健康保険は上がったばいた、という話が出るかと思っております。これはどのような形で町民の皆様におつな

ぎされるのか、そこらへんをちょっとお尋ねしたいと思います。

○議長（杉本和彰君）

税務住民課長 樋口哲男君

○税務住民課長（樋口哲男君） はい、国保税の増税というかですね、そのへんにつきましては、昨年、27年の広報紙1月号、また3月号関係で若干お知らせをしていたかと思えます。28年度、即、特に国保の世帯にはお願いをするわけですので、早急にその広報紙を基本にですね、周知を図っていきたいと思っております。

○議長（杉本和彰君）

11番 杉村幸敏君

○11番（杉村幸敏君） まあ、広報紙もやっぱり見られる人と、見られない人といますので、国保世帯についてはですよ、ちらしをやるとか、そういう親切な情報提供をして御理解をしていただくように、ひとつやっていただきたい、このように思います。

○議長（杉本和彰君）

税務住民課長 樋口哲男君

○税務住民課長（樋口哲男君） はい、ただ今、杉村議員が言われたように国保世帯については別途ですね、お知らせはしたいと思えます。

○議長（杉本和彰君）

2番 森 潤一郎君

○2番（森 潤一郎君） はい、課長の方にお尋ねします。税務課長の方にお尋ねしますが、私自身審議会委員ということで、常任委員会が厚生部に属しておりますので、そういう形で、この前段の議論は十分存じ上げております。ただ、今日ですね、この議論の中で、本会議の議論の中で、目的税に対するいわゆる一般会計の繰り出しうんぬんという議論が初めてちょっと出たように思うわけですね。そういうことができる、あるいは法的によその自治体あたりでもなされておるということになってくると、やっぱり、ちょっと話が違って来るんじゃないかなというふうに私は今ちょっと思いました。で、ただ、国保税が非常に追い詰められた、財源的にですね、運営上追い詰められた状態にあることは存じ上げてますので、審議会の中では、増額一定やむを得ないだろうということでサインを表しているところですけど、ただ、一般財源とのからみのあり方がですね、目的税国保という限られた目的税に対してどれだけの運用幅があるのか、ないのか、そのへんあたりについて、やっぱり、もう少し、私たち議員が住民の方々に、いやこれはこういう形でこうなっているから、こういうふうにこの程度まではできるんですよという、そういう中で、もうほかに方法がありませんので上げざるを得ませんと、説明ができるような、そういうふうな形を是非検討を税務課長あるいは、総務課長あたり、お願いをしておきたいというふうに思います。以上です。

○議長（杉本和彰君）

税務住民課長 樋口哲男君

○税務住民課長（樋口哲男君） はい、ただいま、森議員が言われたように、まず、議員さんが

わかりやすい資料というか、そのへん、作成しまして、全協等ですね、御説明したいと思います。

○議長（杉本和彰君） ほかに質疑はありませんか。

9番 庄山忠文君

○9番（庄山忠文君） 今、国保税が上がるということで一年間7,000万近くが上がると、これが通ればですね、実際的に集めなんいかんと、そういう中で、今、国保税の滞納あたりもあります。上がった場合ですね、どれだけの非常に厳しい、今の中身ということで、滞納関係、この試算関係はできているのか、これに対しての対応、これが上がったおかげで増えるのかそのままだの状態なのか、そういうような試算関係はいかが考えでございましょうか。お尋ねしたいと思います。

○議長（杉本和彰君）

税務住民課長 樋口哲男君

○税務住民課長（樋口哲男君） はい、ただ今の庄山議員の御質問にお答えしたいと思います。先程の質問で、8,000万ほど28年度増額ということで当然、ご負担いただくので、また厳しい部分もあるかと思えますけど、まず一つは、今回納期を6期をですね、8期に変えたいということで一回あたりの負担を軽減したいというのが一つでございまして。確かにその、滞納部分、そのへんが出ないということは言い切れませんが、そのへんはしっかりですね、徴収していきたいと思っております。まだ、そこまでの計算というか、計画というか、詳細についてはすみませんが、できていないところでございます。

○議長（杉本和彰君） ほかに質疑はありませんか。

13番 荒木拓馬君

○13番（荒木拓馬君） 先程、広域になれば保険料が上がるのでは、という意見もございましたけれども、和水町は高校3年生の3月31日までかな、は無料というような形になっているわけでしょう、で、そこそこによって、いわば、サービスというか、国保の中身も市町村によって、中学校までが無料とか、高校まで無料とかというのがあるかと思えますけれども、そういう部分がどうなるのかということ、本当に広域になれば、上がる要素というか、なるのかということをお聞きしたいと思います。

○議長（杉本和彰君）

税務住民課長 樋口哲男君

○税務住民課長（樋口哲男君） はい、荒木議員の御質問にお答えしたいと思います。平成30年度からいわゆる各県単位ですね、国保を運営するということで、現在準備が進められております。平成28年度においてはですね、ある程度、システムが秋頃からはですね、仮のシステムが運用できるかなということで報告は受けておりますけれども、試算ですね、そのへんができるかなと思っておりますけど、30年度、まず一つの統一になった場合ですね、各自治体から県の方に納付金としてですね、いわゆる保険税、保険料を納めることになるかと思えます。ただ、一番からその、全て統一じゃなくて各自治体ごとのその分になるかと思えます。ただ、将来的にはですね、

そのへんも統一的な標準保険料というか、そのへんになる可能性は高いかなとは思っているところ  
です。以上です。

○議長（杉本和彰君）

13番 荒木拓馬君

○13番（荒木拓馬君） だから、今、申しあげました、ちょっと外れるかもしれませんが、  
和水の独自にやっている、先ほど言いました18歳の無料という部分のことは、どういうふうな取  
り扱いになるのか、わかりませんか。

○議長（杉本和彰君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（杉本和彰君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（杉本和彰君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

この採決は、起立によって行います。

議案第10号、和水町国民健康保険税条例の一部改正については、原案のとおり決定することに  
賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（杉本和彰君） 起立多数です。

したがって、議案第10号は原案のとおり可決されました。

---

日程第7 議案第11号 和水町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準に  
関する条例及び和水町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部改正について

○議長（杉本和彰君） 日程第7、議案第11号「和水町指定地域密着型サービスの事業の人員、  
設備及び運営の基準に関する条例及び和水町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設  
備及び運営の基準等に関する条例の一部改正について」を議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（杉本和彰君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶもの多数)

○議長(杉本和彰君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

この採決は、起立によって行います。

議案第11号、和水町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例及び和水町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部改正については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(杉本和彰君) 起立多数です。

したがって、議案第11号は原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第8 議案第12号 菊水カヌー館の設置及び管理に関する条例の一部改正について

○議長(杉本和彰君) 日程第8、議案第12号「菊水カヌー館の設置及び管理に関する条例の一部改正について」を議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

(「なし」と呼ぶもの多数)

○議長(杉本和彰君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶもの多数)

○議長(杉本和彰君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

この採決は、起立によって行います。

議案第12号、菊水カヌー館の設置及び管理に関する条例の一部改正については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(杉本和彰君) 起立多数です。

したがって、議案第12号は原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第9 議案第13号 和水町一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について

○議長(杉本和彰君) 日程第9、議案第13号「和水町一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について」を議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

(「なし」と呼ぶもの多数)

○議長(杉本和彰君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶもの多数)

○議長(杉本和彰君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

この採決は、起立によって行います。

議案第13号、和水町一般職の職員の給与に関する条例の一部改正については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(杉本和彰君) 起立多数です。

したがって、議案第13号は原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第10 議案第14号 和水町附属機関設置条例の廃止について

○議長(杉本和彰君) 日程第10、議案第14号「和水町附属機関設置条例の廃止について」を議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

10番 池田龍之介君

○10番(池田龍之介君) はい、この条例廃止の提案理由ですけれども、第三者調査委員会が所掌事務に係る調査、審議及び報告書の提出を終えたためということになっております。ここにその条例の写しを持ってありますけれども、議会と、行政等で設置する特別委員会とか、そういうあれで、期限は条例ですのできってありません。それでこれを廃止しなければならないような他に不都合な点があるのかないのか、あるないで結構ですので御答弁をお願いします。

○議長(杉本和彰君)

総務課長 高木洋一郎君

○総務課長(高木洋一郎君) はい、池田議員の御質問にお答えします。廃止することによる不都合というふうに理解してよろしいのでしょうか。

(「廃止しなければならない不都合な点が他にあるか。」)

はい、他にといいますと、この附属機関の設置条例は第三者機関、第三者調査委員会の設置のために作った条例でございますので、他には影響はしないものと思っております。

○議長(杉本和彰君)

10番 池田龍之介君

○10番(池田龍之介君) はい、この案件はですね、一般質問の中でも言いましたけれども、風

化させない取り組みの一つがこの条例にあるかと私は考えております。そしてまた、今年度はそういうような取り組みの一つであると思っておりますけれども、講師を招聘して、自死対策講演会の開催を予定されて、講師謝礼として1万円予算計上がなされております。一方では、このように取り組まれておりますけれども、和解が成立したからといって、2013年9月施行されたいじめ防止対策推進法を受けてですね、それぞれの自治体では法整備の方に進んでいるわけですよ。わが町は悲しいことにですね、事件が発生しました、事案が。だからこの条例が制定されたと思います。もし万が一ですね、このような事案、類似したような事案が発生した場合にですよ、この条例を今、廃止しておれば、また条例制定から労力と時間を要するわけですよ。遺族の方がですね、どのような思いで、和解案を受け入れられたのかということのを推し量るとですね、非常に私は残念で、憤りを感じます。このような事件が出た中で、学校の対応、教育委員会の対応、それが不手際だったから裁判訴訟まで行ったんですよ。こういう案件の時、対応の迅速化が求められるわけですよ。それをしようとするならば、この条例は残しながら改正すべき点があれば、改正した方がいいんじゃないですか。廃止じゃなくて。私はそのように思います。ここで教育長に質問いたします。この条例廃止が提案されることをご存じだったと思っておりますけれども、その時、教育長はどのような思いでこれを上程される方に回られたのか、意見をされたのかお伺いします。

○議長（杉本和彰君）

教育長 小出正泰君

○教育長（小出正泰君） はい、今、池田議員の方から、御質問がありましたけれども、この、条例案につきましては、和水町中学校におけるいじめに関する第三者設置委員会というようなこととございました。ただ、二度と起こってはならないし、もし、起こった場合の対応というところまで、私自身十分考えておりませんでした。以上でございます。

○議長（杉本和彰君）

10番 池田龍之介君

○10番（池田龍之介君） 本当に悲しかですよ、教育長。本当に危機管理能力のない人ですね、あなたは。いつも申しますけれども。生徒が入学した時は校長、自死問題が発生した時は教育委員長、訴訟が起こったときは教育長と、この前も一般質問の時、言いましたよ。それぞれの重要なポストにおられたわけですよ、おたくは。なぜもう一度踏み止まって、この廃止案を考えなかったんですか、非常に私は残念です。そこで町長に要望いたしますけれども、議案が審議中であつたとしても撤回を、議会の同意があれば撤回ができます。この案件を撤回される気持ちはありますか、ありませんか。

○議長（杉本和彰君）

町長 福原秀治君

○町長（福原秀治君） 池田議員のおっしゃる内容というのは、非常に大切なことで、私どもが、心して行かなくてはいけないというふうに考えるところでございます。ただしですね、今回この議案を上程するに至りましたのは、今回のこの条例というのは、多分、お手元の条例を読んでいただければわかると思っておりますけれども、当該のいじめに対する検討ということで、ある意味特定

して条例が設けられておりますものですから、本来であればですね、報告書をいただいた時点で、対応しなくちゃいけなかったんだらうと思いますけれども、中身が特定していると、いうようなことで、今回一旦、条例の廃止ということで、当該条例の廃止ということで提案をさせていただきました。ただ、池田議員のお話の内容というのは、おそらく、この議場にいるものみんなが、感じている、あるいは今後もしっかり胸に止めていかななくてはいけないということであろうと思いますので、ただ今の、一旦、特定されているということで、この条例を廃止いたしまして、総合教育会議等々で後の対応につきましては、検討もいたしたい、議論もいたしたいと思います。

○議長（杉本和彰君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶものあり）

（「休憩を求めます。」というものあり）

○議長（杉本和彰君） しばらく休憩します。

---

休憩 午前10時57分

再開 午前11時28分

---

○議長（杉本和彰君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

町長から提出された議案第14号和水町付属機関設置条例の廃止について撤回したいとの申し出があります。和水町付属機関設置条例の廃止についての撤回の件を日程に追加し、追加日程第1として日程の順序を変更し、直ちに議題にしたいと思います。御異議ございませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（杉本和彰君） 異議なしと認めます。

和水町付属機関設置条例の廃止についての撤回の件を日程に追加し、追加日程第1として日程の順序を変更し、直ちに議題とすることに決定しました。

---

#### 追加日程第1 和水町付属機関設置条例の廃止についての撤回の件

○議長（杉本和彰君） 追加日程第1、「和水町付属機関設置条例の廃止についての撤回の件」を議題とします。

町長から和水町付属機関設置条例の廃止についての撤回の理由の説明を求めます。

町長 福原秀治君

○町長（福原秀治君） 議案第14号、和水町付属機関設置条例の廃止についての議案につきましては議長からご紹介がございましたように議案の取り下げをお願い申し上げたいと思います。その理由といたしましては当初議案上程の際はこの条例の中身が非常に特定化されておるということで一旦廃止ということで上程をさせていただきましたけれども、質疑議論のなかで町の姿勢、それから迅速な対応等々、勘案いたしますともう一度再検討をする必要があると判断をいたしましたので今回本議案につきましては取り下げをさせていただき、後日改めて御提案を申し上げたいというふうに存じます。どうか御了解のほどをよろしくお願い申し上げます。

○議長（杉本和彰君） お諮りします。ただ今議題となっています和水平町付属機関設置条例の廃止についての撤回の件を許可することに御異議ありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（杉本和彰君） 異議なしと認めます。

したがって、和水平町付属機関設置条例の廃止についての撤回の件を許可することに決定しました。

---

#### 日程第11 議案第15号 和水平町教職員住宅設置条例の一部改正について

○議長（杉本和彰君） 日程第11、議案第15号「和水平町教職員住宅設置条例の一部改正について」を議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（杉本和彰君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありますか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（杉本和彰君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は起立によって行います。

議案第15号、和水平町教職員住宅設置条例の一部改正については原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（杉本和彰君） 起立多数です。

したがって議案第15号は原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第12 発議第2号 和水平町議会会議規則の一部改正について

○議長（杉本和彰君） 日程第12、発議第2号「和水平町議会会議規則の一部改正について」を議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（杉本和彰君） 異議なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

すいません。これから質疑を行います。質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論ありますか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（杉本和彰君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は起立によって行います。

発議第2号、和水平町議会会議規則の一部改正については原案のとおり決定することに賛成の方

は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（杉本和彰君） 起立多数です。

したがって、発議第2号は原案のとおり可決されました。

---

### 日程第13 発議第3号 和水町議会基本条例の制定について

○議長（杉本和彰君） 日程第13、発議第3号「和水町議会基本条例の制定について」を議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

10番 池田龍之介君

○10番（池田龍之介君） はい。この基本条例についてですけれども、委員長報告が上程の前の日かありました。その委員長の報告のなかで議会中継については若干触れられたと思いますけれども、委員会のなかではどのような討議、検討がなされたのか具体的に説明と、またこの基本条例のなかでは多分第3章の町民と議会の関係に当たるかと思えますけれども、このなかにはその議会中継等についてはなんら文言は載ってないと思いますので、なぜこのなかに議会中継云々のことを盛り込まれなかったのか、その説明を求めます。

○議長（杉本和彰君）

議会特別委員会委員長 荒木拓馬君

○議会特別委員会委員長（荒木拓馬君） この件につきましては小委員会の中でも出ましたけれども、研修にも行って色々こう他の事案とか勉強とかしてきたなかでですね、やっぱりストレートに議会を流すという部分に関しては多少なんというか意見も、そういう意見もございましてライブで流すのはちょっと厳しいというところもございましたし、それがこう大きくですね、広がりすぎて色々な問題になるというようなことも懸念されるというようなことで、今後その部分に関してはですね検討の部分も含めたところで今回は具体的に載せてないというようなことでございます。

○議長（杉本和彰君）

10番 池田龍之介君

○10番（池田龍之介君） もし仮にですね、議会中継をするならば莫大な予算等が予想されます。その点については執行側との討論というか検討はされたのでしょうか。

○議長（杉本和彰君）

議会特別委員会委員長 荒木拓馬君

○議会特別委員会委員長（荒木拓馬君） パソコンというか光通信の部分での内容的な部分もですね、執行部にお聞きをいたしまして件数あたりもですね、まだ2,000件というところで、ということで執行部とも検討重ねましたけども、議会というか委員会の判断としては今回は、先ほども申し上げましたようにこれから先ずっと盛り上がっていけばですね、そういうふうな方向でもというようなところで含みをもたせたところの、最初言ってますけれども、完璧なものとしてで

すね、ここに載せたら完全にもうそれをやっていかなければならないというふうなところですね、ちょっと控えめなところのこの全体的なつくりになってるというふうに思います。これから先も皆さん方の意見というものがですね、出てきたなかでそれを少しづつこう盛り込んでいければというように考えております。

○議長（杉本和彰君）

10番 池田龍之介君

○10番（池田龍之介君） 町民の間でもですね、「議会のテレビ中継等がよその自治体であつてる」と。「和は何でせんとね。」というような御意見を複数の方々からもらいます。そのなかです、今、「私は今特別委員会を設置して検討をしているところです。」というような返答で終わらせておりますけれども、全家庭にテレビ中継となると相当な金額が必要ではないかと。それと、今、委員長の報告というか説明のなかでライブじゃなくて、多分録画になるだろうというようなことじゃなかったかなと、私は理解をいたしましたけれども、そのなかです、全家庭も検討課題の一つとして、それともう一つは行政区が66和水町にあるかと思ひます。その66の行政区のですね、公民館。そうすると町民の方々も本庁とか総合支所とか公民館、町の公民館です、中央公民館、それと三加和の公民館、そこまではちょっと距離があると。でも、自分たちの行政区の公民館だったらちょっと見に行ってみようかと。というような感じですね、町政に対して興味を持たれる方がおられるんじゃないかと。増えてくるんじゃないかと思ひますね。そうすると、議会を通してかは分かりませんが、開かれた町、町政、それと議会というのが町民の方々にご理解できるんじゃないかと思ひますので、是非その案件についてもですね、今後の検討課題としてお受け止めになられ、執行側としてもですね、是非そのテレビ中継についてはですね、今後議会側と積極的な姿勢です、検討されることを切望しておきます。

○議長（杉本和彰君） ほかに質疑はありませんか。

12番 笹淵賢吾君

○12番（笹淵賢吾君） この提案の前文のところですが、中ほどに「そのため議会はその機能を發揮し、町民の活発な地域活動を尊重し、町の發展と町民、福祉の向上のためにその使命を果たすべく地方自治法が定める規定を遵守し、積極的な情報公開、政策活動への町民参加の推進、町長と行政機関との持続的な緊張關係の保持、議員の研さんと資質の向上、公平性と透明性の確保に努めるとともに町民に信頼される開かれた議会を目指すためこの条例を制定する」ということで、目的ということで前文として書かれております。その下の下の2章のところですが、「議会及び議員の責務」ということで、こういった条例については「これからの議員活動について町民に対する責任を果たさなければならない」というふうに書かれております。これを見ますと、小委員会などでですね、あるいは議員の個人の意見としてこの部分について今読み上げた部分ですが、こういったところで反対意見とか何か意見などあったのかどうかお聞きをしたいと思ひます。

○議長（杉本和彰君）

議会特別委員会委員長 荒木拓馬君

○議会特別委員会委員長（荒木拓馬君） 反対意見というのはですね、たぶん無かったかなと思います。皆で検討しあいながらですね、作り上げたものであるという理解のなか、理解というかそういうなかで作り上げてきたものでありまして、二度くらいはですね、一度軽く流すだけじゃなくともう一度こう読み返しながら検討を重ねた結果でこのような文言ということになったわけですので、反対の意見は無かったと理解しております。

○議長（杉本和彰君）

12番 笹淵賢吾君

○12番（笹淵賢吾君） この議会基本条例というのは議員の活動、それから議員の議会内外での活動を縛るというようなこともあるかと思えます。やっぱり最後の方に書いてありますけれども、「町民に信頼される開かれた議会を目指すため」というふうになっておりますので、その点については議員のこれからの活動がですね、町民からも注目をされるということになるのではないかというふうに思えます。先ほど議会の広報といいますか、テレビ中継等の質問がありましたけれども、この件についてはですね、是非私も町民の方から議会の様子を知りたいと。しかし、例えば三加和からだ遠いのでなかなか傍聴にも行けないという話もありますので、是非早急にですね実現する方向でやっていただきたいというふうに思いますし、今、私の部落にも公民館にテレビが設置されております。これはずっと永久にということではないかもしれませんが、そういうテレビがありますと地域住民の皆さんがそこに来て傍聴もできる。あるいは、録画をして何らかの形で我が家で見られるとか、そういった公民館でも見られると、そういうこともですね、是非検討して進めていただきたいと思えますけれども、その点についてお伺いしたいと思います。

○議長（杉本和彰君）

議会特別委員会委員長 荒木拓馬君

○議会特別委員会委員長（荒木拓馬君） いろいろこう検討課題となるべきことを言っていたいておりますけれども、やっぱりこう自分たちでまたこの条例というものもですね、育てていかなければならないのかなというように思っておりますので、是非こう今後提言をいただきまして、よりよい100%の条例というものは無いと思えますけれども、よりよい形のなかでこう育ていくように皆で協力して、努力をしていきたいというように思っております。

○議長（杉本和彰君） ほかに質疑はありませんか。

1番 生山敬之君

○1番（生山敬之君） 基本条例の文言についてのご質問いたします。1ページの前文の後半部分、「公平性と透明性の確保に努める」というふうに書いてあります。それと、1ページの下の部分の「第3条（1）公正性及び透明性を確保し」と。公平と公正の違いは特に意味があるのかお聞きしたいと思います。

○議長（杉本和彰君）

議会特別委員会委員長 荒木拓馬君

○議会特別委員会委員長（荒木拓馬君） 基本的に自分の思いの中で、思いというか、これは一

人ひとり少し変わってくる部分も出てくるかと思えますけれども、文言としてはですね、これが適当じゃないかというところで書いております。それを説明せれていうとは自分の判断ではですね、誰が見てもですね、理解できるというか、これで引いてみますとですね、公平性というのは「判断や処理などが偏っていないこと」というような意味であります。公正という意味に近いということで、似た感じの公平と公正はですね、そういう判断、判断というかそういうこう意味ではないかというふうに思います。

○議長（杉本和彰君）

1 番 生山敬之君

○1 番（生山敬之君） 同義語というか同類語ということでお話がありましたけども、前文と活動原則というところでここは統一した方がいいんじゃないかと思えますがいかがでしょうか。

○議長（杉本和彰君）

議会特別委員会委員長 荒木拓馬君

○議会特別委員会委員長（荒木拓馬君） 今回ここには提案しておるところでございますけれども、今後検討課題として捉えさせていただければというように思います。

○議長（杉本和彰君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（杉本和彰君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（杉本和彰君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は起立によって行います。

発議第3号、和水町議会基本条例の制定については原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（杉本和彰君） 起立多数です。

したがって、発議第3号は原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第14 平成28年度当初予算審査報告について

○議長（杉本和彰君） 日程第14、平成28年度当初予算審査報告についてを議題とします。各常任委員会において慎重に審査がなされておりますので、各常任委員長に報告を求めます。

最初に総務文教常任委員長から報告を求めます。

総務文教常任委員長 松村慶次君

○総務文教常任委員長（松村慶次君） 皆さんこんにちは。総務常任委員長の松村でございます。総務文教常任委員会所管の平成28年度当初予算の審査報告をいたします。当委員会は3月14日に総務課、会計、議会事務局、社会教育課、まちづくり推進課、15日は学校教育課及び税務住

民課から事業計画及び予算について説明を受けました。事前に説明資料の配布をしてありますので要約して審査結果を報告させていただきます。最初に総務課の報告です。平成28年度当初予算は64億7,030万円で昨年度比1億9,462万円。率にして3.1%の増加となっています。歳入については町税、負担金、分担金、繰越金等の自主財源は13億564万円で昨年度比約1億4,000万円程度の増加となり、交付税や国・県の支出金等が減額見込みであるものの総予算額が増加したことにより基金繰入金や前年度繰入金を充当したことによるものと説明を受けました。収入源となる見込みのものは町税が約1,000万円の減、わが町の収入の51%を占める地方交付税が合併算定替と地方交付税が縮減傾向にあることから昨年度比5,000万円の減の33億2,000万円と見込まれており、今後もこの傾向は続くものと思われ、逆に地方消費税交付金は2,800万円の増加で消費行動の活発化がうかがえ、地方消費税交付金は景気に左右されることから予断を許さないものだと思われ、また地方債も5億9,050万7,000円で昨年度に比べ9,681万円で、地方債の内訳は過疎債が3億4,610万円、道路整備などのハード事業分が2億5,710万円、子ども医療費助成事業などのソフト事業が8,900万円となっていて、その他合併特例債が1,030万円、臨時財政対策債が2億3,410万7,000円で、尚、臨時財政対策債は起債枠が縮小される傾向と説明を受けました。

歳出について報告します。新事業としてマイナンバー制度の施行に伴い個人情報の漏えい防止策として情報ネットワークの再構築事業が計画されています。マイナンバー事業システム、地方公共共有システム、インターネットの3システムを分離して相互に情報を交流できなくすることで個人情報の漏えいを防ぐ対策に4,775万円が計上されています。その他、マイナンバー制度の施行に伴うシステム改良などの委託料として950万円程度が計上され、そのうち550万円あまりが国庫補助金として手当されるとのことです。廃校となった緑小学校のプールの除却及び整備費用として1,938万2,000円が計上されており、合併特例債580万円が充当されています。それから、韓国公州市との交流経費として136万円あまりが計上されており、今年度は観光PRを兼ねて訪韓が計画されています。今年の夏予定されている参議院議員選挙での経費として745万円あまりが計上されており、全額国から交付されるとのことでした。

消防関係では耐震性防水水槽3基1,800万円、ポンプ付き積載車1台の更新経費561万6,000円、自主防災組織活性化補助金370万円が計画されています。自主防災組織への補助は宝くじ助成金事業として申請が予定されるとの総務課からの説明でありました。

続きまして、社会教育課の報告です。新年度から新たに人権教育指導員1名を雇用すると説明を受けました。また、放課後子ども教室は前年通り実施される計画です。社会教育総務費については職員の人件費の減により前年度と比較して541万5,000円の減。公民館費については三加和公民館の屋根の防水工事で405万円で昨年度と比較して752万2,000円の増と説明を受けております。文化財保護費は田中城跡に隣接する保存処理などが27年度で終了することにより、前年度と比較して315万円の減額の予算です。保健体育総務費については職員の人件費の減により前年度と比較して480万円の減額予算です。体育施設については三加和グラウンドの照明改修工事が終了し、新年度では町体育館の屋根防水改修工事、約2,500万円が予定されています。社会教育関係全体では当初予算で1億8,207万6,000円で前年度と比較しますと1,130万円の減額予算で計上されて

おりました。

続きまして、まちづくり推進課の報告です。まちづくり推進課では九つの重点課題を掲げて取り組むとのことでした。

まず一つ目にまち、ひと、しごと創生事業として総合戦略4つの基本目標を掲げ、28年度は各課連携を取りながら業務を進めていくとの説明でした。

二つ目に小さな拠点形成事業として移動交通手段の維持、確保が課題で10月から本格的な事業に取り組むとの説明を受けました。

三つ目に学校跡地等活用検討及び管理業務として旧春富小学校については現在、株式会社アクセスジャパンとの契約締結に向けての協議を行なっているとの説明を受けました。

四つ目に地域振興策管理業務としてこれは継続的に県に要望中とのことでした。

五つ目に行政評価推進事業。これは28年度は各事業の効果や必要性を検証していく必要があるとの説明を受けました。

六つ目に統計調査業務です。今年度は町内事業所約330件が対象で調査される予定です。

七つ目に定住促進業務ですけど、県主催の移住、定住フェアに積極的に参加して和水町のPR活動を行うという説明を受け、これにはイベントにロアッソ熊本選手の出演も予定されているという説明を受けました。

八つ目に地域おこし協力隊業務でございますけど、今までの4名体制から28年度は5名体制で活動の予定があると説明を受けております。

九つ目。光ブロードバンドの活用に向けた取り組みでは現在約40%の加入率であります。町内では2地区を選定してモデル的な取り組みを実施し本年度も他2地区を選定し取り組みを計画しているとのことでした。

続きまして、学校教育課について報告いたします。複式学級補助員、特別支援委員、英語助手等配置事業として臨時職員の賃金、非常勤職員の報酬、社会保険料、通勤手当の合計が4,527万9,000円となっており、補助員や支援員、指導員は平成27年度も実施している事業であり新年度も予算計上してあり、複式学級は本年28年度は菊水西小学校が2学級、菊水東小学校が3学級、菊水南小学校が1学級で3小学校で6学級となる予定と説明を受けました。スクールカウンセラー事業については平成24年度から実施して5年目になり、この事業に対してはこれまでは県から全額補助で業務してありましたが28年度は事業費の3分の2の補助となるそうです。熊本県小中一貫教育補助金は110万円、これは三加和小中学校における小中一貫教育の研究事業費で27年度から取り組んでいる事業であり、事業費の全額が県から交付され3年間の事業とのこと説明を受けています。小中学校費1億2,964万5,000円は主なものは、小学校の学校管理費と教育振興費それに中学校管理費と教育振興費を合計した金額で菊水南小学校と菊水中央小学校の火災報知装置の改修工事、また菊水西小学校、菊水東小学校に電子黒板を1台ずつ導入するとの計画をされております。また、スクールバス委託料2,441万2,000円で28年度は3年契約の最終年度と説明を受け、三加和中学校校舎補修工事1,889万1,000円計上してあり三加和中学校の校舎南側の爆裂と中央部分の外壁亀裂の補修工事分それにテニスコートのネットが仮設式となっているのを埋め込

み式のネットにするための工事が計上されてありました。学校統合事業として、また番城グラウンド維持管理工事分として200万円計上してありました。

続きまして、税務住民課の報告です。町税は個人分は前年度に比べて4,409万2,000円減額となっており主な要因は所得の減、納税者等の減が考えられ法人分については1,102万円で増額であり、固定資産税については1,878万円の増額であり、固定資産税については土地、家屋の3年ごとの評価見直し、それと太陽光発電の増加等による増との説明を受けました。

続きまして、国民健康保険事業会計について報告いたします。本年度の国保税の改正は和水町では高齢者率の増加、医療費技術の進歩による医療給付が高額になったことが要因であり、国保の被保険者数の減少が大きな要因であると説明を受けました。和水町では今まで健康保険の改正があつてなかったため基金の取り崩しも底を尽き、現状のままでは健康保険会計が厳しくなり今度の改定になったと説明を受けております。内容については先ほどの国民健康保険税条例の改正で町長、課長の説明でご理解になったかと思ひます。

続きまして、後期高齢者医療事業会計について報告いたします。後期高齢者医療広域連合費の納付金の増額が昨年度予算より増額になっており、被保険者数の増により保険料の増額に伴うものと説明を受けており、後期高齢者健康診査につきましては被保険者数と健診受診者数の増加に伴い健康診査費を増額しており平成27年度より後期高齢者を対象とした人間ドッグ助成を行うとのことで助成額3万を限度として30名分を予算化されており、また後期高齢者医療広域連合からの助成額は一人当たり1万5,000円の助成を行われるようになっておると説明を受け、また平成28年度より歯科口腔健康診査も開始されるということで、その健診委託料も計上されており、税務住民課からの説明を受けております。

各課とも事業計画と予算計上が適正になされていることを報告し総務文教常任委員会所管の平成28年度当初予算の審査報告を終わります。どうもありがとうございました。

---

○議長（杉本和彰君） しばらく休憩します。午後は1時15分から会議を開きます。

---

休憩 午後0時11分

再開 午後1時15分

---

○議長（杉本和彰君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に厚生常任委員会の報告を求めます。杉村委員長が報告のところですが、予算審査については入院、療養中のため欠席でした。したがって副委員長に報告を求めます。

厚生常任副委員長 蒲池恭一君

○厚生常任副委員長（蒲池恭一君） みなさん、改めましてこんにちは。ただ今議長の方から述べられたとおり、本来であります委員長であります杉村委員長の方が報告するべきでありますけど、当日、病氣療養ということで欠席されましたので、私蒲池がですね、今回の厚生常任委員会に付託されました審査の報告をさせていただきます。

厚生常任委員会に付託されました案件は、平成28年度一般会計当初予算内健康福祉課関係予算民生費と衛生費、平成28年度介護保険事業会計当初予算。平成28年度特別養護老人ホーム事業会計当初予算、平成28年度国民健康保険和水町立病院事業会計当初予算です。

平成28年3月15日、午前8時45分より委員会室において、健康福祉課関係一般会計と介護保険の当初予算、病院事業会計と特別養護老人ホームの当初予算審査を健康福祉課課長、施設長、病院事務部長を始め、関係職員の出席を得て審査を行いました。

まず一般会計の健康福祉課関係を報告します。健康福祉課は福祉係、障害福祉係、子ども家庭係、保健予防係、地域包括支援係、介護保険係、神尾保育園の7係で、課長以下27名の正職員と非常勤職員8名、臨時職員7名、合計42名で健康福祉課に関する業務を行っています。

まず民生費から見てみますと、民生費の主な事業は高齢者福祉、障害者福祉、児童福祉を担っており、出生から高齢者や障害者等まで幅広く住民の方が安全、安心して暮らせる町づくりに貢献する事業を実施しております。

予算増加の主なものといたしまして、1億総活躍社会の実現に向け、賃金引き上げの恩恵を及びにくい、低年金受給者への支援によるアベノミクスの成果を均霑の観点や、高齢者世帯の年金も含めた所得全体の底上げを図る観点に立ち、社会保障、税一体改革の一環として、平成29年度から実施される年金生活者受給者支援給付金の前倒し的な位置づけになることも踏まえ、また平成28年度前半に、個人消費の下支えにも資するよう、所得の少ない高齢者等を対象に、年金生活者等支援臨時福祉給付金として、5,430万円の増額の7,350万円を計上しています。

次に障害者福祉費といたしまして3,309万2,000円の前年度より増加しています。

内容としましては、人口透析や心臓機能障害者の増加による更生医療給付費の992万円の増額。利用者増加による障害者総合支援介護等給付費の2,056万8,000円の増額が主な要因です。

次に児童福祉費ですが、保護者が労働等により、昼間家庭にいない小学校1年生から3年生までを対象とした、放課後児童健全育成事業委託料が527万4,000円増額となっておりますが、新規に春富保育園の開設を担うものです。

次に衛生費の保健予防系の予算は、胎児期から更年期に至る生活習慣病の発症と重症化予防のための事業を細かに展開するための予算が計上されています。

次に健康増進事業費増額がありますが、これはガン検診の診察機関対象者を拡大し、ガン検診の早期発見、早期治療を図るための予算が計上されています。

具体的には、婦人ガン検診は国の指針で2年に1回受診と定められていますが、個人検診の拡充を目指し、平成28年度は検診希望者全員に受診ができるように予算が計上されております。最後に平成28年度介護保険事業会計当初予算ですが、昨年度より8,266万8,000円減の15億1,882万5,000円となっております。予算減額の主なものは、特別養護老人ホーム等の施設介護サービス給付費の8,858万4,000円減です。これは高齢者のニーズが多様化し、入所先の分散化も一因となっていると思われませんが、介護予防を目的とした各地区の公民館54地区で実施しております、お茶の間筋トレ体操も介護の重度化を和らげ、入所サービスの利用減少につながっているものと思われれます。今後は少子高齢化による人口の減少に加え、第1号被保険者及び第2号被保険者の減少

も予想される中、住み慣れた地域で生活を継続できるよう地域包括ケアの充実がさらに求められるところであります。

次に和水町特別養護老人ホーム事業会計予算の審査報告をいたします。

歳入について主な収入となるサービス収入が、前年比601万3,000円の減収となっており、平成27年度、4月と8月に国の介護報酬単価の大幅な減額改定があったなかで、今年度のさらなる減収と一般会計繰入金6,494万1,000円となっております。過去の現状をみますと平成25年度から実質赤字が始まっており、平成25年度3,800万、平成26年度3,200万、平成27年度は介護報酬の減額改定の影響を受けて、5,200万の見込みでございます。平成28年度は6,400万の見込みで29年度もですね、赤字が続く見込みでございます。サービス収入の増収は空きベッドの病院入院患者の縮減であります。平成27年度においては空床率、入院者数の縮減を図り、増収につなげていますが、さらなる増収の工夫を願うところであります。

町民の安心、安全として高齢者介護は喫緊の課題であり、直営公共施設の役割は大変大きく、地域経済に与える影響も少なからずあります。しかしながら一般会計繰入金の大幅な減額はしなければいけないと考えております。

歳出についてですけれども、前年比、3,814万5,000円の増加は主に職員給与のベースアップ、定期昇給、共済掛け金率、社会保障料率の改定による増加。退職金特別負担金などの人件費であります。また昨年度から引き続いての施設等検討委員会の開催費用も増加しているところであります。施設の維持管理等について、一部業務の民間委託も視野に入れた支出の縮減や支出内容の見直しを図り、縮減に努めることは伺えます。しかしながら事業収益に対する人件費の割合が80.4%と高い状況にあり、経営手法から見て人件費の削減が急務であります。この特別養護老人ホームは昭和47年6月に事業が開始し、今日まで43年が過ぎました。高齢化社会を見越して菊水町時代に設置され、きくすい荘は町民の負託に答え、笑顔、やさしい、思いやりを基本理念に事業を継続してまいりましたが、このようなことを考えますと、収益が赤字となったのですぐにどうこうということではありませんが、知恵を絞り存続していくことも必要と考えるところであります。そのため厚生常任委員会といたしましては、昨年引き続き開催される検討委員会の意見等を踏まえながら判断していくことが急務だと考えております。

続きまして、和水町病院事業会計の審査報告をいたします。

平成28年度の和水町病院事業会計については、収益的収入及び支出の予定額は収入支出それぞれ9億7,880万6,000円で、対前年比836万8,000円の減となっております。収入の内訳としましては、入院収益を入院患者数、年間2万7,000円と見込み、5億3,870万8,000円。外来収益を外来患者数年間3万人と見込み、1億8,178万円を予定しております。また、一般会計からの繰出金につきましては、主に採算性などにより民間の医療サービスの提供が困難な地域等に交付される地方交付税繰出基準に基づいて、収益的収入と資本的収入に分配されております。繰出金の総額は2億1,791万円のうち1億7,769万4,000円を収益的収入に予定しております。

次に補助金関係では、有明圏域市町村補助で、有明地域夜間休日救急医療診療体制運営事業補助金339万9,000円。国費補助金として救急患者受入れ体制支援事業補助金80万9,000円などが計上されております。

次に収益的支出の医療費用は9億1,866万9,000円で対前年比516万8,000円の減となっております。主に給付費が全体の67%を占めております。

次に資本的収入及び支出の予定額は、収入予算額4,107万9,000円で支出予算額は7,312万5,000円となっており、支出に対して不足する3,204万6,000円は過年度分消費税資本的収入調整額で補填することとなっております。

最後に町立病院は、志垣院長を事業管理者として全部適用に移行され4年目となるわけですが、職員一人一人の意識改革を図っておられ、安定した基盤経営、最良の医療の地域住民に提供されているところであります。以上をもちまして厚生常任委員会に付託されました案件に対する委員会の報告といたしましては、承認いたしましたところでございます。委員会の報告を終わります。

○議長（杉本和彰君） これで厚生常任副委員長の報告を終わります。

次に建設経済常任委員長に報告を求めます。

建設経済常任委員長 高巢泰廣君

○建設経済常任委員長（高巢泰廣君） みなさんこんにちは。建設経済常任委員長の高巢でございます。手短にやれということでしたが、かなり数字的なことが入っておりまして時間がかかるかもしれませんが、了承お願いしておきます。

本定例会におきまして建設経済常任委員会に付託されました平成28年度和水町一般会計当初予算審査報告を行います。当委員会におきましては3月15日午前9時より、農業委員会、農林振興課。午後より商工観光課、建設課の予算審査を行いました。

まず農業委員会、農林振興課担当課長それぞれ担当者の出席をお願いいたしまして、事業内容の説明を受け審査を行いました。農林水産事業は農業委員会3,300万を含めて総額3億2,700万の予算で前年対比2,430万の減額予算となっております。減額の理由につきましては27年度で行いましたいちごの高設栽培の施設関係が、事業が完了したためであります。商工費につきましては1億700万で前年比55万3,000円の減額となっております。経済関係総予算額は4億979万2,000円が計上されておりまして、農業総務振興費といたしましては7,500万。主なものといたしまして補助金、負担金、交付金といたしまして1,700万。新規就農農業者対策助成金として100万でございます。認定農業者、就農者、営農組織などへの施設機械整備補助金といたしまして1,300万。農業生産部会等への12団体組織に対する補助が160万。中山間地域での農地維持環境保全を図る、中山間地域直接支払事業費として6,000万。54集落、対象面積が660ha。負担割合は国が50%、県が25%町が25%でございます。それから農業就業センターの運営管理費といたしまして280万。県営圃場整備事業団体への圃場整備事業の経費としまして5,500万。それからまた農業農村整備事業によります用水ポンプ、堰、ため池の整備に伴います設計監理300万。団体営農業農村整備事業工事請負費として1,900万。県営圃場整備事業和水西部東部地区の事業負担金、補助

金といたしまして3,000万。農地の集積経営規模の拡大を図るために担い手の確保、農地の有効利用と保全のために、農地の借り手、貸し手に交付します、農地流動化地域推進事業費としまして1,400万でございます。地域共同による農地、農業用水の保全管理。農業施設の長寿命化のための補修更新等の活動をするための支援する多面的機能支払交付金事業が1,800万。有害鳥獣対策事業費といたしまして435万1,000円。従来は狩猟期間中11月1日から3月15日まではこの期間の狩猟期間中におきましての捕獲された分につきましては補助対象ございませんでしたけど、28年度からは年間を通して支払うというような形態を変更するというところでございます。それから林地の間伐造林維持管理を支援するための林業振興費としまして1,290万。農林振興課、農業委員会による事業の施策につきましては農業者の高齢化によります担い手の確保。地域営農組織の育成支援。TPP合意条約批准に伴いますところの国内農業。特にわが町に属します中山間地域へ影響は計り知れないことが予測されます。国、県への対応、対策の働き掛けは当然であります。町単独によりますところの農業振興方策の推進、検討の取組が望まれるところでございます。意見、要望がございました。

次に商工観光課関係ですが、商工費予算総額が1億700万。主な事業といたしましては商工総務費では和水町商工会補助金750万。商工振興費として菊水ロマン館、三加和温泉施設修繕費として300万。道の駅菊水、三加和温泉施設管理委託費として290万。和水町雇用促進創造協議会補助金、道の駅連絡協議会負担金として130万。和水町の観光協会補助金が200万。山太郎祭補助金237万。古墳まつり800万。戦国国衆まつり補助金450万の予算の計上となっております。

商工、それから江田船山古墳、田中城跡、菊水ロマン館、肥後民家村、三加和温泉交流センターを核とした観光資源の活用を商工観光課としては図っていきたいということでございます。

それから二つ目に和水町の三大祭りであります古墳まつり、肥後国衆まつり、山太郎祭への活性化を図り、和水町の観光資源の情報発信による誘客の拡大を図りたいということでございます。

意見としましては、従来は今までは見る観光から体験する観光へとニーズが変化しているというような状況にあります。そういったことで農業関係者と連携による農業体験ツアーをですね、開発して旅行案内会社なり、観光運用業者と積極的に提携してはどうかという意見、要望が委員会から出されました。委員から要望がありました。

次に建設関係の土木予算総額は7億7,900万。前年対比4,400万の増額予算となっております。主な事業といたしましては、土木総務費で行政区団体に対する土木費補助が、3,400万を計上してあります。

次に道路維持費といたしまして、1億3,000万。それから防災安全交付金舗装4路線。側溝整備、維持管理工事1億1,000万。久米野東小線、他8路線の工事費、岩線、その他4路線の公有財産購入費等の道路新設改良、町単独事業の事業費が2億2,000万。江田高野線、他2路線の設計監理委託料、工事請負費、公有財産購入費といたしまして1億8,500万。それから橋関係でございますが、長さが5m以上の橋18の橋の整備費として、2,250万。それから町営住宅6団地の修繕等住宅管理2,080万、が計上されております。

次に簡易水道事業関係ですが、現在12集落に給水。加入個数が638戸。加入率が95%でございます。給水戸数が478戸。給水率が75%となっております。使用料といたしましては2,064万。水の安全供給を図るための水量確保の配水池216トンのですね、新設整備の補助金が2,900万ほど予定をされています。一般会計からですね、3,700万をですね、繰入充当する計画となっております。給水を開始いたしまして、28年が経過いたしております。施設の老朽化が進んでおります。今後維持管理費が増加することが予想されますが、保守点検を充実し、安定供給と加入促進による経営効率化を図ることが望まれます。一般会計からの繰入の削減努力をお願いしたいところでございます。

次に下水道事業関係ですが、使用開始から10年が経過いたしました。27年の11月末現在で、421戸と接続してあります。接続人数が1,044人。計画人数が1,300人に対しまして、水洗化率が80%に留まっております。下水道事業費の予算総額は1億988万円でございます。歳入といたしましては使用料、手数料として、2,280万。一般会計からの繰入が5,400万が計上されております。施設の維持管理の適正化を図り、地方気象に耐える機械類の整備を進め、経費節減を図った上になお一層の努力が必要かと思われまます。

次に特定地域生活排水処理事業関係ですが、合併処理浄化槽設置状況は整備人口8,193人で、整備率が76%であります。特定地域生活排水処理事業費の予算総額が1億670万。使用料、手数料といたしまして、3,300万が予定として計上されております。一般会計から1,890万が繰入充当計画されております。合併処理浄化槽につきましては、転換は地域の環境衛生保全上からも、また住みよい社会づくりからも必要である事業と思われまます。今後充実に向けた努力が必要かと思ひます。以上で建設経済常任委員会に付託されました、平成28年度当初予算審査結果報告を終わります。

○議長（杉本和彰君） これで建設経済常任委員長の報告を終わります。

以上で平成28年度当初予算審査報告を終わります。

---

#### 日程第15 議案第24号 平成28年度和水町一般会計予算

○議長（杉本和彰君） 日程第15、議案第24号「平成28年度和水町一般会計予算」を議題とします。これから質疑を行います。質疑はありますか。

7番 小山 暁君

○7番（小山 暁君） ページ77ページをお願いします。10款の小学校費、学校管理費の中の19の負担金、補助金、交付金の中の部活動補助金18万円の内容について説明をお願いいたします。

○議長（杉本和彰君）

学校教育課長 吉田 収君

○学校教育課長（吉田 収君） ただ今の御質問でございますけれども、部活動補助金といたしまして18万円、小学校の方の教育振興費に計上いたしておりますけれども、これは各学校、小学校5校ありますけれども、一律に3万6,000円を補助をいたしております。部活補助といたしましては、各学校でやっているミニバスケットとか、ソフトボールとか部活動に対しての補助とい

うことで、3万6,000円の使い道につきましてはですね、学校の方に内容についてはお任せをいたしております。以上です。

○議長（杉本和彰君）

7番 小山 暁君

○7番（小山 暁君） ただ今、部活動補助金の内容について説明していただきましたが、現在、県の教育委員会では、県内の全小学校で2018年度末までには学校部活動をですね、社会体育に移行するという方針を決めたようですが、本町の場合の社会体育の移行についてはどのような方針でいこうと考えておられるのか、その点1点お尋ねいたします。

○議長（杉本和彰君）

教育長 小出正泰君

○教育長（小出正泰君） 部活動につきましては、社会体育課、失礼しました。小学校の部活動ということにつきましては、社会体育への移行ということで、現在事務方で27年度は調査研究等をいたしまして、28年度には検討委員会を立ち上げていき、関係スポーツ団体等にも説明、または協力等をお願いして、2018年度には移行できますように準備をしているところでございます。以上でございます。

○議長（杉本和彰君）

7番 小山 暁君

○7番（小山 暁君） ただ今、教育長の方から今後の方針について伺いましたけれども、部活動の社会体育の移行の背景には、学校での部活動の練習や大会出場等への過熱化が問題となっておりますが、その他、教職員の負担増、さらには少子化によります学校単位のチーム編成ができなくなっている等々の事情があるようでございますけれども、今後そのための外部指導者の確保や、受け皿づくりといいますか、その条件整備が急務と思われましても、本町の場合は総合型スポーツクラブの「だっでんクラブ」というのが、一応組織されておりますけれども、その実態と合わせましてですね、今後、外部組織に部活動運営を移行することが可能かどうか再度お尋ねいたします。

○議長（杉本和彰君）

教育長 小出正泰君

○教育長（小出正泰君） はい。今、小山議員の方から総合型地域スポーツクラブでのというようなお話がございました。27年度中に「だっでんクラブ」それから体育協会、スポーツ推進委員の皆様方等にも一応こういう方向で今流れておりますと、いうことでその検討委員会の中に代表の方に来ていただいて、一緒に検討していただき、スムーズにいきますように検討お願いしているところでございます。

○議長（杉本和彰君） 他に質疑はありませんか。

9番 庄山忠文君

○9番（庄山忠文君） 9番庄山です。予算書の35ページの地域づくり推進費という項目の中で、2,110万6,000円、この中身としてですね、地域協力隊の報酬、その他諸々あります。この地域お

こしに対しての総額がざっと計算したところ、1,980万6,000円の一応、金が必要と、そういう中でですね、全額国庫補助というような内容であろうかと思えます。これは全額項目の中の全額国庫補助として考えていいのかお尋ねしたいと思えます。

○議長（杉本和彰君）

まちづくり推進課長 池本文雄君

○まちづくり推進課長（池本文雄君） 庄山議員の御質問にお答えいたします。おっしゃるとおり地域おこし協力隊は一協力隊の活動費は、人件費も含めまして400万がまいっております、それは全額総務省からの交付金ということで対応しております。400万の内訳の中には、人件費は200万以内で抑えてくれと、それと後は活動の内容、空き家バンク等を借りて家賃の支払いも行っております、車のリース料、活動の資格を取るのにもこの交付金の中の400万の中で資格の取得も行えるということでございます。以上でございます。

○議長（杉本和彰君）

9番 庄山忠文君

○9番（庄山忠文君） 一応今まではですね、4名体制で計画をされておりました、今年度1名増額と。今後の方針としてですね、国の施策の中で、他町村あたりは新聞等見ましたところ、隊員の増加をどこも少しやっているということで、今後の問題としてですね、全額の国庫補助であるならば、ある程度の間増ですね、これをした方がいいんじゃないかというふうに思いました。その点、今後の課題としてですね、増員の今年度は1名と、要望があればの話ですが、できることならば、特に若い方が応募しながら来るというようなことで、定住にもつながると。そういう面からすれば、増員体制で今後望んでいった方がいいんじゃないかと私は判断しました。そういうところで、町の方針としてどうこれから先対応していくのか、その点お尋ねしたいと思えます。

○議長（杉本和彰君）

まちづくり推進課長 池本文雄君

○まちづくり推進課長（池本文雄君） 確かに地域おこし協力隊の他からの移住定住がありまして、人口増にもなります。その後の町の残って頂くと、それだけ地域の活動にもお役に立つのかなというふうに思っております。その協力隊の何をやっていくのかなというのが、今後の課題かなというふうに思っております。ただ単に補助金があるから、たくさん20名呼ぼうとか、そういうふうなのにするよりか、やはり決めた方針というのをがっちり固めた上での計画が望ましいのかなと思っております、28年度は1名増の5人体制でやっていきたいと。今後につきましてはですね、各課との連携をしながら、その増やす方法でもですね、検討をしていきたいというふうには考えております。以上です。

○議長（杉本和彰君）

町長 福原秀治君

○町長（福原秀治君） 今、まちづくり推進課長が大きな方針としては答えてくれたとおりですけど、今後はですね、より具体的な事業ですね、この辺を目当てに、目途にしまして人数も検討していきたいと、合わせてそういうふうと考えております。

○議長（杉本和彰君）

3番 蒲池恭一君

○3番（蒲池恭一君） 今のですね、庄山議員の関連してちょっと質問したいと思いますけれども、なぜ今6年目になりますけれども、これだけ定住につながっていかなかったのか、というのはどういうふうに検証されていますか。お答えいただきたいと思います。

○議長（杉本和彰君）

まちづくり推進課長 池本文雄君

○まちづくり推進課長（池本文雄君） 定住に地域おこし協力隊の定住ですけども、以前協力隊の中で3名で、今残っておられるのは2名。一人が町外にいかれたんですけども。やはりその後の自分で起業を起こす、何らかの自分でできる方は地元に残っておられる。どうしても食べていく、仕事に転職といいたいでしょうか、それが出来なかった方がやはり離れられたのかなと思っております。

○議長（杉本和彰君）

3番 蒲池恭一君

○3番（蒲池恭一君） 課長、それぐらいの認識であるならばですね、申し訳ないけども定住にはつながらないと僕は思ってます。やっぱり働き場がなかと定住にはつながらんとですよ実はですね。空き家バンクで呼んでも無理なわけですよ。実際いうてですね。だから私が言ってるのはいつもまちづくり推進課におじゃましてお話していることを、度々僕は話をさせてもらってますけど、まだ今回も入れておられない。わかりますね私の言ってる意味がですね。今回ですね、商工観光課と社会教育分野での活用に向けて募集して書いてありますけれども、この分野とはどういうことが、ゆくゆくはその方々が地域おこし協力隊としてこられたときに、和水町に住んでいただけというような方向性を持ちながらこれを計画されたのかお聞きしたいと思います。

○議長（杉本和彰君）

まちづくり推進課長 池本文雄君

○まちづくり推進課長（池本文雄君） おっしゃるとおり、やはり和水町に移り住まわれて協力隊の活動をしながら、手に職を見つけ、またその中で起業を起こしてもらおうようなのも開発できるような、思考といいたいでしょうか、そういう計画も含めた上で協力隊の方も今の活動をされておられる方も、やっておられますので、そういうのを見極めて今後支援もしていきたいというふうに考えております。

（何ごとか言う者あり）

○議長（杉本和彰君）

まちづくり推進課長 池本文雄君

○まちづくり推進課長（池本文雄君） 商工観光課との連携は、ロマン館等の運営の支援、それと民家村等の活用等に協力隊がかかわる、その活用方法を見出していきたいというふうに考えております。

○議長（杉本和彰君）

### 3番 蒲池恭一君

○3番（蒲池恭一君） 社会教育の分野に関してはまだ説明ないんですけど。それは何ですか、活用分野ということはそこで何かをしてもらって定住につながるということを書いてらっしゃるんですか。和水町は何が基幹産業なんですか。和水町の基幹産業とはなんですか。課長。まあいいです。そういう中ですね、今地域おこし協力隊の中では他所の市町村においては、農業をしたい人來なさいというようなこともしっかり募集されてるんですよ。基幹産業である和水町なのに、なぜそれを打ち出さないんですか。私何べんも課長のところに行って話してますよ。実際いうて。一番じゃないんですか。それが。そして中山間地域のこの農地をどうやって守っていくかが、われわれが次の世代の人たちにバトンタッチするうえで重要な役目じゃないんでしょうか。そうやって総務省の中で100%補助金が交付税措置があるんですよ。これは。私もこの場で言いたくありませんでしたけれどもそういう今後この和水町の中山間地域の農地をどうやって守るかの中に、そういうことを織り込んでいただきたいと切に僕は願っております。しっかり考えていただいて、本当に地域おこし協力隊の方が未来をこの和水町に住んでいただいて、そしてここで生活をしていただいて終わりを迎えていただけるようなそういう人材をどうやって作るかが、全国の模範になれるような地域おこし協力隊の募集の仕方をしてはどうでしょうか。それは提案ですので、しっかり肝に銘じてですね、頑張ってください。よろしくをお願いします。

○議長（杉本和彰君） 他に質疑はありませんか。

### 5番 荒木政士君

○5番（荒木政士君） はい。5番です。ページ58ページ。農林振興課のですね、農業機械等整備補助金、これが農業振興補助でございますけれども。今年度1,377万余り、認定農業者、営農組織等で20件程度の補助金がでているようでございます。平均すれば70万くらい。事業費としては二百数十万になろうかと思っておりますけれども。ちょっと関連してですね、2月国庫補助、TPP関連で5割補助となった、経営体育成支援事業関係で7、8件申請があつとったかと思っておりますけれども、この中からですね、それに重複してといたしますか、これをそっちに振り替えたというような経緯はありますでしょうか。

○議長（杉本和彰君）

### 農林振興課長 北原 望君

○農林振興課長（北原 望君） 荒木政士議員の御質問にお答えします。今議員が言われましたように、国のTPP対策の27補正の方に、町の単独の農業機械整備で上がっておりますものを、該当するものを実際申請いたしました。ただ結果は残念ながら1件も採択の内示いたしておりません。付け加えますならば、これがまた全国規模で見れば予算がちょっと足りなかったのかなという関係者の声でございます。熊本県でもほとんど採択がなかったというふうに聞いております。

○議長（杉本和彰君）

### 5番 荒木政士君

○5番（荒木政士君） 5番です。私もそういうふうに向ったところでございますけれども、その国の予算が200億程度ということで、200億というと偉い大きな金みたいに思いますけれども、例えば1,700市町村、1,700億あっても1億くらいだけなんです。たいした数字じゃないんですね。確かに熊本県、この荒玉では全然採択ゼロだったという、熊本県でも十数件だと聞いておりますけれども。そしてそれを今度またもとに戻した経営体育成支援事業3割補助へ振り向けるというようなことで、農林振興課の方でやっておられると思いますけれども、そっちの方は今どういうふうになってるかをお伺いしたいと思います。

○議長（杉本和彰君）

農林振興課長 北原 望君

○農林振興課長（北原 望君） ただ今農林振興課の方では、そういう経営体育成事業の方に向けて進んでおります。ただ、まだ新年度にならないと結果はわからないというようなところでございます。

○議長（杉本和彰君）

5番 荒木政士君

○5番（荒木政士君） 5番でございます。今度、新年度事業になりますので、なかなか見通しはきかないかと思っておりますけれども、今度の5割補助から3割事業になったということで、採択率というのは確かに上がってくるだろうと思っておりますし、そしてまた町としてもこういう農業振興関係補助、農林振興についてはですね、どんどん頑張ってお出して行っていただきたいなと思っております。そしてまた私12月に一般質問でしてございましたけれども、鳥獣被害対策等につきましてもですね、今度大きな200万近い増額をしていただいておりますので、いろんな形で農業振興に取り組んでいただきたいなと思うところでございます。終わります。

○議長（杉本和彰君） 他に質疑はありませんか。

12番 笹淵賢吾君

○12番（笹淵賢吾君） 12ページの保育料について伺います。保育料の算定についてですね、保育料の試算で国の方からですね、去年の4月から9月にかけて算定方式の変更ということが方針としてきているかと思っておりますけれども。その点どういうふうになっているか。昨年と今年度保育料が変わるんじゃないかなというふうに思いますけれども、その点についてはいかがでしょうか。

○議長（杉本和彰君）

健康福祉課長 高岡悦雄君

○健康福祉課長（高岡悦雄君） ただ今笹淵議員の質問に対してお答えいたします。この保育料の算出としましては、平成28年度の申込書提出で算定をしております。申し込み時ということで、昨年とっておりますので、その点が今までと違っているかなと思っております。すみません、もう一度質問の方をお願いします。

○議長（杉本和彰君）

12番 笹淵賢吾君

○12番（笹渕賢吾君） 課長も新しいのでご存じないかもしれませんが、昨年の4月から9月にかけてですね、国の方から28年度の保育料については算定方式を変更するというのが来ているかと思うんですね、その点でまずちょっと、そういうのが来てるかどうか確認をしたいと思います。

○議長（杉本和彰君）

健康福祉課長 高岡悦雄君

○健康福祉課長（高岡悦雄君） そういう算定方式のはきてます。これは11月申し込みというふうに聞いております。それで算定している。きてます。

○議長（杉本和彰君）

12番 笹渕賢吾君

○12番（笹渕賢吾君） 国の方からですね、算定方式の変更ということで、きているということだと思います。それで変更になってる部分ですね、一つ目には年少扶養控除の見なし摘要を廃止するという。これは年少扶養控除というのは、子どもに一人、二人とかに対しての控除だと思いますけれども。2011年度にこの一人当たり、子ども一人につき38万円というのが年収から引いて税額を軽くする制度ということで、行われてきましたけれども。2011年度にこれが撤廃されていると、しかしその後ですね、それは大事なことということで見なし摘要で軽減が行われていたということですよ。ただし今回変更になるということで、人数が3人4人と多いところがこの控除部分ですね、マイナスになってくるということで、保育料が上がってくるという計算にならざるを得ないということが一つにはあると思います。

それから二つ目にですね、保育料算定の基準を世帯の所得税額から住民税額に変更してあると。ですから住民税の方からのが高くなると、保育料が高くなるという計算になっていくわけですね。それから国の方からのモデル世帯ということで出してきてあるようですが、これが非常にモデルそのものが低く設定してあるということもあって、全体的には保育料が上がるような設定になっていると。ですから私が今言いました三つのことがですね、保育料の値上げに結び付いていくということで変更が、国の方からきてるんじゃないかなというふうに思いますけれども。その点で今後保育料の計算がされるかと思うんですけれども、今年度並みになればいいんですが、来年度値上らないようにですね、ぜひ検討していただきたいということです。

○議長（杉本和彰君）

町長 福原秀治君

○町長（福原秀治君） これはあの一般質問でもですね、議員さんから質問をいただきましたけれども、確かに算定方式の変更がある。それから控除という点で、税控除という点でございます。それから申告所得金額から税方式に住民税方式に、階層割が切り替わるということでございます。基本的には所得税から住民税に切り替わったからといって、比例はしますので、大きくは変わらないと思いますが。そのへんよく検討いたしまして対応できる部分については対応したい。それから保育料については、昨年来担当課で検討しておりますけれども、もう少し保育料の支援に向けて厚みを増していけないかと、財政の厳しい折でありますので、なかなか困難な部分はありません。

すけれども、そういう検討もいたしておりますので、そのへんと兼ね合わせて対応を図れる分は図っていききたいというふうに思います。

○議長（杉本和彰君） 他に質疑はありませんか。

4番 豊後 力君

○4番（豊後 力君） 2点ほどちょっとお伺いをしたいと思います。まず1点目がページ69ページの橋梁維持費でございますが、ここで昨年から見ますと、1,200万ほどの減額となっております。橋の数が減ったのか、そのへん説明資料にも出ておりませんでしたので、その点と。それともう1点はですね、71ページの消防費の中で高速道路緊急支弁金、596万6,000円が計上されておりますが、これはいかなるものなのか、またこれは単年度じゃなくて、毎年毎年発生する部分なのか、どうことで支払いがあるのか、その2点をお願いしたいと思います。

○議長（杉本和彰君）

建設課長 池田宝生君

○建設課長（池田宝生君） それでは豊後議員の1点目の御質問にお答えしたいと思います。69ページの橋梁維持費でございますけれども、これは国交省からのですね、通達で5年に1度ですね5m以上の橋梁については点検をするということになっております。27年度は確か74橋くらいの調査を行いましたけれども、28年度はですね、18橋の調査、点検ということで減額になってるものでございます。また29年度につきましてはですね、また増加するものと思います。以上です。

○議長（杉本和彰君）

総務課長 高木洋一郎君

○総務課長（高木洋一郎君） 豊後議員の御質問、高速道路救急支弁金596万6,000円でございますが、これは高速道路に救急車が出動いたします。その昨年度の実績に基づいて交付されるものでありまして、これをそのまま有明消防組合にトンネルでお渡しをするというお金でございます。ですから直接有明ではなくて町を経由していくというものであります。

○議長（杉本和彰君）

4番 豊後 力君

○4番（豊後 力君） 橋梁につきましては理解しました。今の緊急支弁金というのはこれは救急車出動に対しての国からの補助金ということでもいいんですかね。だいたい何件くらい、596万6,000円ですから年間にすれば1回あたりいくらくらいになるのか、ちょっとそのへんもですね。これは高速道路、インターチェンジを持ってるところだけが負担考慮するということですよ。町の持ち出しというのは一切ないということですね、はい理解しました。

○議長（杉本和彰君） 他に質疑はありませんか。

8番 高巢泰廣君

○8番（高巢泰廣君） 予算書の55ページでございます。8款斎場費、計画としましては1,178万6,000円ということで、前年からは73万4,000円ほど増額にアップしているということです。その中で修繕費65万2,000円とあります。これは排気筒の拡散装置の修繕というようなことですが、具体的にどのようなことかお伺いをいたしたいと思います。

それから昨年度、一時的に三加和斎場の方がですね、業務ができなかったというような情報があつたような気がいたします。あつたとしますならば、これが事実とすればなんでできなかったのか、機械が故障したのか、担当職員の方に不具合があつたのか。そのへんがもしもあつたとするならばお聞きをいたします。それからだいたいどれくらいの期間できなかったのかでございませう。これが1点目です。それから2点目といたしまして、せきすい斎苑につきましては南関町と共同運営というようなことで、ここに委託料負担金が約714万ほど予定をされております。共同運行というようなことでございますけれども、ちょっと時間が2年位経つかないと思ひますが、これには三加和斎場それからせきすい斎苑、いずれも設備されたのがほとんど同じという説明を受けたかと思ひます。以前説明ではですね、大変老朽化をして特に炉が傷んでいると。いつ修繕をせにゃわからんというような状況になりつつあると、だから早急に整備をする必要があるんだというようなことで、南関町と協議を開始したというふうに聞いた、そのような説明だったかと思ひます。その後、最近全く話を聞きませんが、今そのへんはどのような状況になっているか、お聞きをしたいと思ひます。この2点を伺ひます。

○議長（杉本和彰君）

住民課長 石原民也君

○住民課長（石原民也君） それでは高巢議員の御質問にお答えします。まず修繕料で65万2,000円、1点あげておりますが。この分については排気筒の拡散装置の取替えということで、これまで煙突でございませうが、錆等で台風等でですね、強風があれば倒れることもあり得るといふことで、早めの取替えといふことで1点あげております。それから去年11月12月の間、斎場の和水斎場の止まっておりました件につきましては、火葬従事者の以前の方が具合が悪くなりまして、一時期せきすい斎苑の方に三加和町分についてはお願いした経緯があります。その間、一応次の方を探しておりましたが、対象が対象といふか、仕事が仕事の関係で募集もかけまして、やっと12月末、だいたい内容、それから面接を終って1月の初めから仕事にかかっていたいおるものです。それと以前からあつた斎場の建て替えにつきましては、南関町とのせきすい斎苑協議会の方でですね、一応検討しております。最終的には方針は和水町斎場につきましては、今後取りやめといふことで、まず改修か新築であるかといふのは今後のまだ検討といふことで、27年度に老朽化調査といふか、基本調査をして、今結果を出していただく途中でございませう。今後検討をしていくといふことで、来年度予算でですね、南関町の方に老朽調査といふことで、ある程度の案としてはですね、建物の年度からすると、まだ躯体事態は使えるが、実際使えるかといふことで老朽調査を約350万程度使つて予算に入れて調査をするといふことでは決まっております。以上です。

○議長（杉本和彰君）

税務住民課長 樋口哲男君

○税務住民課長（樋口哲男君） 斎場については補足をさせていただきたいと思ひます。本年度27年度でですね、斎場の現在基本計画を策定しております。もう近々それができる予定でござい

ます。今、住民課長が申したとおり、28年度において老朽度調査、いわゆる耐力度というかですね、そのへんの調査をした上で方針関係を決めていくことになるかと思えます。以上です。

○議長（杉本和彰君）

8番 高巢泰廣君

○8番（高巢泰廣君） 今お聞きしましたので、修繕費65万2,000円については事故が起きてからでは間に合いませんので、適切な処置が、対応が大事かと思えます。それから斎場の建設については27年度、老朽化調査をやったということで、今年度事業案の策定なり、老朽度の調査というのをやるということでございます。以前聞いた時にはですね、なぜこれを今日出したかといいますと、今にもとにかく壊れるというか、なかなか炉あたりは壊れると製造メーカーも限られているということだったかと思えます。非常に用心をしながらというか、だましすかしていうとちょっと表現が悪いですけど、非常に大事にしながらですね、対応していただいているというような説明だったかと思えます。そういう状況であれば、特に2町共同の事業でございますので、やはり相手もあることでございますので、迷惑もかけてはいかんし、今後南関町と連絡、協調を図られましてですね、やはり早く整備するべきところであれば、そういう結論に至ればですね、対応早急にしていくと、いかにやいかんというふうに思えますので申し上げました。以上でございます。

○議長（杉本和彰君）

町長 福原秀治君

○町長（福原秀治君） 最後のまとめとしてお答えを申し上げます。まず去年の暮れにかけまして、三加和斎場の方が、失礼しました、和水斎場の方が運転できなかったということにつきましては、担当の業務委託をしておられる方がちょっと体調崩されまして、短期で回復されるかなど、いう見込みもあったもんですから、待っていた部分もあったもんですから、ご迷惑をかけまして。その点は説明というより、お詫びを申し上げなくちゃいかんというふうに思えます。それからせきすい斎苑、この件につきましては、26から27にかけまして改修がいいか、新築がいいかということで、南関町と一緒にですね、業者の見積、それからアドバイス、コンサル的な形でですねアドバイスをいただいて参ったところなんですが、正式に改修についてはですね、約金額で言えば新築の半分で済みます。炉についてもですね増炉する。それから若干言葉が悪いですが、お許しください、焼き場の部分をですね少し広めるといいますかですね、そういうことで十分対応できるぞということでございますけれども、ただ肝心な躯体な部分で、炉とか施設部分は対応できるとしまして、躯体事態がですね、本当に長年耐えるのかと、そのためには老朽化の調査が必要だったんですけども、そこが抜けておったということで、急きよそこの部分を追加して調査するという形になったもんですから、ちょっと長引いております。ほどなく調査結果がでるといような連絡は受けておりますので、そうしましたらご相談等々しながら進めて参りたいというふうに思えます。

○議長（杉本和彰君） 他に質疑はありませんか。

11番 杉村幸敏君

○11番（杉村幸敏君） 3点ほど質問をしたいと思います。1点目はせきすい斎苑のことですが。これは私もこの前質問しました。その前にも4番議員が一般質問でせきすい斎苑のことをされました。その時もそうとう、私も当時、議長をさせていただいた時に、議長、総務課長、担当課長、町長、そういう会議もありました。そういうことで大変長くなっております。南関の町長さんにもお会いした時に、このせきすい斎苑については前からのことだから早急にやってもらわないかと、いうことを申しました。はい、もうそれはそやん思とりますという話も聞きました。それから和水斎場についても三加和の人の向こうに一緒にするならば、三加和の区長さんとの話合いもせにやいかんだろうと、三加和の議員さんの話もありまして、区長さんの同意もだいたい取り付けたという、そこまでいったわけです。そしてなかなか金額的にも相当大きな額がかかるというふうな話も聞いておりましたので、これはやはりこの前も、もう私2回目ですから、執行部が南関と話し合いながら、早急に進めてもらわにやいかんと思います。何年も、相当前からの懸案事項でございます、あまりにも長すぎると、こういう思いでございます。

それからあと1点は、今度の一般質問でも出とったようですが、コミュニティーバスの件です。このバスの件について、最近病院でよその人とお会いしまして、なんで帰るかいたと、バスが使用可でタクシーとかなんとかおっしゃったのですが、300円で帰られますと、今から6時に出ますからそれに電話すると帰られます。それから金魚タクシー、南関町もタクシーがあるようでございます。わが町においては今年の秋くらいからというような話もあったようですから、その状況。それからバスの検討委員会もずっと名目は残っておりますが、聞いてみますと1回もバスの会議はなかったとそういうことを聞いております。その件について答弁、それから今1番日本での懸案事項は人口増でございます。私も和水町はたいいてい人口は減りはせんとかかと、アパート関係が一杯出来ておりますので、ジョイフルのそばにも大きなアパートが出来ております。そういうことで大変喜んでるわけですが、今一つ人口増しなければ、高齢化で二人暮らしが一人が亡くなれば一人になるということで空き家がでるわけでございます。人口増について、もう自然と減るとたい、じゃなくて、やっぱ攻めの姿勢でおるげん町だけは人口を増やすぞというようなつもりでまちづくり推進課は、減りますもんな、そういう話じゃなくて、前向きに増やすような方法がありますならば御答弁をお願いします。

○議長（杉本和彰君）

町長 福原秀治君

○町長（福原秀治君） 詳細につきましては各担当課長より御答弁申し上げますけれども、せきすい斎苑、この件につきましてはですね、私も全協か本会議か忘れましてけれども、ご説明申し上げたかと思っておりますけれども、いわゆる事業としてですね、和水の方が早く住民説明等々が進んでおった、南関町は実際はそのへんの部分についてはまだであったという部分がありますもんですから。それから事業の形態自身もですね、まだその時点では全く未定といいますか、改修にするのか新築にするのか。そのへんについても未定であったということでございまして、私どもも気は焦ってるんですけども、状況的にはそういう状況で、今スケジュールを追っかけていると

というような状況でございますので、よろしくお願ひいたします。ご理解をお願ひしたいと思ひます。

それからコミュニティーバス、いわゆる公共交通の整備につきましてでございますけれども、今のところは10月に運行を、これはテストになるかもしれませんが、開始するというスケジュール間で進んでおります。コミュニティーバスにするのか、乗合タクシーにするのか、それから運行路線をどうするのか。基本的には南北の縦の線をしっかり整備する。しっかりというか中心に整備する。それから路線バスとの拠点、拠点を設けるというような方向で進んでおるところでございます。

それから人口減につきましては、御指摘のとおりでございます。自然減も相当頻繁で、お亡くなりになる方も頻繁でございます。この前の統計で9.33%ですか、5年間で減ということで。5年間で1割というような数字が公表になっておりました。遺憾なことでありまして。二つ雇用を増やさなくちゃいかんとというのもそうですし。それからもう一つ、住宅政策とというのもですね、手をつけていかなくちゃいかんとということがございます。住宅政策につきましては、インフラ、前段のインフラの部分からですね、予算あてしていかなくちゃいけませんもんですから、十分にそのへんもわきまえてですね、もうおっしゃりたい気持ちは十分わかっておりますので。思ひは同じ思ひでございます。早く行動に移さなくちゃいけませんけど。よろしくお願ひいたします。詳しいことは担当課長がお答えいたします。

○議長（杉本和彰君）

まちづくり推進課長 池本文雄君

○まちづくり推進課長（池本文雄君） 公共交通の計画ですけれども、27年度は5回ほど会議を開かせていただきまして、交通計画の推進会議が委員さんがおられまして、その中で5回ほど会議を開かせていただきまして。その中で今年度28年度から国交省の認可等もとるような方向で、コミュニティーバスがいいのか乗合タクシーがいいのか。利便性がいいのを交通網の計画でやっていきたいと。そのためには先ほど町長の方からありましたように、やはり南北を通すような小さな拠点施設を三加和地区、菊水地区の方にも拠点施設を設けて、それから普通の路線バスに乗り継いでいけるような体制づくりというふうに計画をいたしております。以上です。

○議長（杉本和彰君）

住民課長 石原民也君

○住民課長（石原民也君） 先ほどの斎場の関係で補足をいたします。杉村議員が言われた平成24年当時、三加和地区では斎場の建替え等々話があった分ですが、区長さんも一応話し合いをされて、そういう方針で説明会も開いてあります。ただ、菊水の方はまだそこまでははいつてなかった状態ですけど。ただその当時が合併特例債の使用で新築という形で期限がありましたので、急いでたことがあります。ただその後継続というかですね、5年延長になったり、改修工事でも過疎債が使えるということで今なっております。今年、基本計画の中で、せきすい斎苑の見直しをした上で、一応炉の改修をした場合、敷地内のところで収まるのじゃないかということでですね、過疎債の方で使っても出来るかもしれないということで、まだこれから最終のやつがでな

いとわかりませんが、検討ということで24年当時についてはそのような状況で進んでおりました。以上です。

○議長（杉本和彰君）

11 番 杉村幸敏君

○11番（杉村幸敏君） 斎場の件についてはですね、今課長がおっしゃったように24年頃にはおそらく区長さんに説明会が、三加和の議員さん達も出席して、だいたいの合意はとりつけたと、菊水の方はもう内田だから別に問題はないということで、三加和の方の人たちの合意が大変だったということで話があつとります。そういうことで質問をしたわけでございます。

それからバスの件については、先ほど言いましたように、玉名市の人とお話をしますと、病院の横の人が今からタクシーで帰りますと。毎日タクシーで通院しなはるならこら大変ばい、といらん心配ばしよったわけです。それが300円でよかていうとばきいてですね、よそのことばってん私は安心もして、やっば進んでるなど。それとバスの検討委員会のことは議員とかいろいろな関係者の入ったバスの検討会議がなされてないと、そのことを言ったわけですから、内部の会議じゃなくて、そのことを言ったので、そういうことでございますのでスピードを上げて一つ取り組んでいただきたい、そのように思います。

○議長（杉本和彰君）

3 番 蒲池恭一君

○3番（蒲池恭一君） バスの検討委員会の中にはですね、スクールバスは何年までかとか、今現状がスクールバスがいくらかかかっていると、そういう話の中でですね、時期の更新がたぶん5年だったと思います。3年、スクールバス。3年なら今年度までということですか。そういうところで今年28年度の経常でも2,000万近く入ってて、補助金が県から270万くらいでしたかね。当初がですね。そういう中で、そういう検討も一緒に、それが課内を超えたところで、そういう議論はあったのかお聞きしたいと思います。

○議長（杉本和彰君）

まちづくり推進課長 池本文雄君

○まちづくり推進課長（池本文雄君） スクールバスの利用もですね、交通網会議の中で出まして、それも利用したらどうなるかというのでも検討いたしましたけれども、やはり今の段階でははこちらの方の地域交通の方の補助金、それと今スクールバスの方が文部科学省の方の補助金で運用されておられまして、その併用するとどちらも使えなくなるというふうなお話がでまして、それと学校の方のスクールバスで対応しておりますと、定期的に移動をかける場合に、その学校の行事で緊急性が出たときがそれが使えなくなるというふうなこともあろうかと思っておりますので、別に考えた方がいいんじゃないかというふうな方向で、地域公共交通の方では行こうというふうなことになっております。

○議長（杉本和彰君）

3 番 蒲池恭一君

○3番（蒲池恭一君） あのですね、今からの自治体というのはですね、体育館でも二つあるのを一つ、三つあるのを一つにしていくとか、そういう自治体の改革をしていかなければ今後地方交付税が減らされる中で、町の自治体の運営はできなくなっていく可能性が出てきます。そういう中ですね、補助金がいくらあるからいくらなのか、使い勝手が悪い補助金じゃなくて、なら一般財源で使った方がゆくゆくはいいのじゃないのかとか、そういう議論もですね、しっかりその、今のそのバスの検討委員会の中には議員は入っていませんので、しっかり議会にも示していただいてですね、既得権ばかりのいらっしやる中で議論してもですね、これはなっていないと思います、実際言うて。例えて言うならば、利用されている方ばかりにこれ失くしていいですかと言ったらですね、そらだめだと言われるのが当たり前なんですよ。そういうことをみんな課内一体になってですね、この前の病院のバスの導入に関してもそうなんですよ。たまには不都合ができて当たり前じゃないですか。そういう今までグラウンドが二つあったのを一つにしていかなければいけないような状態に、実際きてるんですよ。和水町も。全国どこの自治体でもそういうことを考えていかなければいけない時期にきてるんですよ。はっきり言って。そのことを執行部のみなさん方は本当にですね若輩者の私がいうのもあまりにもおこがましいですけど。そういうことも皆さん方本当真剣に取り組んでください。そしてよかったら議会の方にもお示しもいただいととも考えてまいりましょうよ。そういうことを。なら補助金がいくらあるか、そがんとば計算されたんですか。どっちが一般財源で投入した時に10年を見たときにどっちがいいのかとか、そこまで検討されましたか。ちょっとお答えください。

○議長（杉本和彰君）

まちづくり推進課長 池本文雄君

○まちづくり推進課長（池本文雄君） 先ほど申し上げましたように、今コミュニティーバスの方式がいいのか乗合タクシーがいいのかということで、それによって補助金等も変わってきますので、今どちらの方向でいこうかというのは会議の中で進めておるところでございますけれども。利便性がいいのは乗合タクシーの方がいいのかなという段階で、まだどちらの方にやっっていこうというのはまだはっきりきまっております。以上です。

○議長（杉本和彰君）

3番 蒲池恭一君

○3番（蒲池恭一君） 何回も言いますが、そういうことはたまに不都合を与えてもですね、行政というのはですね、私は常々言いますが、次の世代にバトンタッチするためには、申し訳ありませんけども二つあるのを一つにしてください、三つあるのを一つにしてください。たまには他の市町村ともですね、協議をしながらその住民の方々が利用できるような環境づくり。ここに温泉プールがある、市では持ってる、うちにはない、そういうことを我が家で作るのではなく、そこにうちの市で持ってるような、町で持ってるような利用の仕方をさせてもらうようですね、連携の仕方がですね、今後重大になってくると私自身考えております。そういう中で使い勝手が悪いとか、それはありますよ。しかしそれも地方交付税が、合併算定が減らされる中でしっかり考えていくべきだろうと思いますので、そこは課を超えたところでみなさん議論してい

ただきたいと。本当に申し訳ありませんけども、苦言じゃありません、しっかり共に私達にしっかりお知らせください。そして共にいい方向づくりをしていきましょうよ。よろしく願います。

○議長（杉本和彰君） しばらく、休憩します。55分から行います。

---

休憩 午後2時44分

再開 午後2時57分

---

○議長（杉本和彰君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

他に質疑はありませんか。誰が一番早かった。

7番 小山 暁君

○7番（小山 暁君） 是非これはお尋ねしておかなければならないと思ひまして手を挙げました。ページ84ページの10款教育費の社会教育費のところの15の工事請負費ですね、25万円の内容と、それから19の負担金補助金交付金のところの47万7,000円、指定文化財施設整備補助金のところ。この内容についてちょっと御説明お願いいたします。

○議長（杉本和彰君）

社会教育課長 豊後正弘君

○社会教育課長（豊後正弘君） まず、84ページの15節の工事請負費25万円ですけれども、これは文化財案内板とかですね、説明板の設置を考えております。町内文化財の保護、活用、また町民の文化との触れ合いを広め、見学者の理解を深めるために文化財案内板、それから説明板を設置したいと予定しております。それから、19節の負担金、補助金でございますけれども、指定文化財施設整備補助金、これはですね、三加和地区の西光寺薬師堂の修復工事を予定しております。本来ですね、屋根の部分、瓦がですね、老朽化しております、この部分を工事を予定しております。以上です。

○議長（杉本和彰君）

7番 小山 暁君

○7番（小山 暁君） 15の工事請負費につきましては案内板等の設置工事と、それから19の負担金補助金交付金の指定文化財の施設整備補助金は西光寺の修復費に当てたいというような内容になっております。なぜこれを聞いたかといいますと、実は昨年台風災害で倒壊しました文化財案内板等ですね、箇所数がいくつか出ておりました。多分確認されていると思いますが、その補修工事費用等を本年度で計上してあるのかどうかちょっとこれを確認したかったものですから、お願いいたします。

○議長（杉本和彰君）

社会教育課長 豊後正弘君

○社会教育課長（豊後正弘君） 昨年の台風ですけれども、今年度に27年度に全部終わる予定でございます。以上です。

○議長（杉本和彰君）

7番 小山 暁君

○7番（小山 暁君） はい、ただ今話を聞きまして安心いたしました。御案内のとおり、文化財案内板は史跡めぐりや、文化財の散策をされる方にとってはですね、大変喜ばれておるわけでございます。昨年の台風の影響で、倒れたり、損傷したりしている案内板がですね、そのままにまだなっておりますので、現地にもちよっと行って確認をしてきましたけども、相当数……が見受けられましたのでどうなってるのかなということで質問したわけですが、文化財愛護の観点からもですね、早急なですね、対応をですね、確実にやっていただきますようお願いいたします。以上です。答弁ありません。

○議長（杉本和彰君）

12番 笹渕賢吾君

○12番（笹渕賢吾君） 51ページです。保健衛生総務費の中の報酬、非常勤職員の報酬ですね、これは大幅に今回昨年に対して32万6,000円ですか、マイナスになってますが、中身は内科医院ですね、に対しては今年度は、28年度は委嘱しないということですけども、その点についてどうしてそういうふうになるのかお聞きします。

○議長（杉本和彰君）

健康福祉課長 高岡悦雄君

○健康福祉課長（高岡悦雄君） ただ今笹渕議員の質問に対してお答えいたします。昨年より大幅に32万減らしておりますが、こちらはですね、一応資料として付けておりましたが、内科医師との実績がないということで、その分は減少させていただいております。以上です。

○議長（杉本和彰君）

12番 笹渕賢吾君

○12番（笹渕賢吾君） 今、実績がなかったというのは委嘱しなかったということで、どうしてそういうふうになったのかちょっと説明をお願いします。

○議長（杉本和彰君）

健康福祉課長 高岡悦雄君

○健康福祉課長（高岡悦雄君） 委嘱しなかったかどうかというのは今の時点で私の資料、お持ちしておりません、持ってませんので、また後でお答えさせていただきます。

○議長（杉本和彰君） 他に質疑はありませんか。

9番 庄山忠文君

○9番（庄山忠文君） 春富小学校の清掃委託料ということで200万あがっておりますが、さっき課長からはちらっとは聞きましたが、この中身、清掃の中身ですね、これは1階2階3階あります。その中で、全体的な清掃をやるのか、一部なのか、それと、給食室かれこれもあります。給食の中も相当、鍋とかいろんな物品が入っておりますが、この分類ですね。ただ、給食棟の中はですね、再生をかけながら、一応給食等もやる可能性があるから、それはそれとして、ただ、本年度もう即使用するというようなことであるならばですね、校舎内の1階2階3階、それとこ

ここにどれぐらいのですね、本当に処分をしなくてはいけない類がどれぐらいあるとか、まあそういう中で、仮にその春富校区の人たちがいろんなその中でいらぬ部分の処分、これが各区長さんあたりでも連絡をしながらやっていただくならばある程度の引き受けもあつとじゃないかなというような気持ちがあります。その点ちょっとお尋ねをしたいと思います。

○議長（杉本和彰君）

まちづくり推進課長 池本文雄君

○まちづくり推進課長（池本文雄君） 清掃費に200万予算の計上をいたしております、今、学校の方の不用品も中には結構ありまして、学校教育課とも本当に不要なのはやっぱり処分して片付けて行きたい、そしてまた先ほど庄山議員のおっしゃられたように不用品でまた地区でも、わあ、これは地区の行事等で使っても、使わせていただくという品物がありましたらですね、学校教育課とも相談して、それもおあげすることが可能なものはそういうふうな利活用をしていきたいと。それと、給食棟でございますけども、あそこが開校になりますと、給食の方は行くということでございますので、ほとんど使える品物ばかりじゃないかなというふうに思っております。そのへんもですね、進出してこられる会社と教育委員会との方で相談をしながらですね、処分するものは処分して、全体的をですね清掃の範囲というふうに今考えているところでございます。以上です。

○議長（杉本和彰君）

9番 庄山忠文君

○9番（庄山忠文君） 私は1階はある程度見たところもあります。2階はですね、どれぐらいの品物があるのかちょっと見当もつきませんが、今後の会社の動向によってですね、本当に全体的な使用目的は確かにあります。ここ1、2年の中での2階の部分とかなんとかを使用するというような形であるならばですね、1室をちょっと在庫品の収集というようにところも必要があつてよかつじゃないかなというふうに思います。あら、捨てとった、やった、後から惜しかったなということも有りうると思いますので、その点、一つの方策としてですね考えていただくならば、使用する側も、また在庫処分の費用もいらぬというようなことで、そのところの考え方も一つあるのじゃないかなということで、これから先の方針もですね、やっていただくならばと思っております。その点もう一度お願いをいたします。

○議長（杉本和彰君）

まちづくり推進課長 池本文雄君

○まちづくり推進課長（池本文雄君） 議員、おっしゃられるように、空き部屋があるところにつきましてはですね、あとでもし使えるようなのがある場合は、その1室にですね、置かせていただきたい。それと、不用品等につきましてはですね、募集をこちらの方からですね、こういう品物がありますけどというのを御紹介をしながらですね、地区の方の方で、これを利用したいということがあれば、そういうふうな方向でいけるものはいきたいというふうに考えております。以上です。

○議長（杉本和彰君）

学校教育課長 吉田 収君

○学校教育課長（吉田 収君） 旧春富小の備品関係、それから備品に属さないものもあるかと思えますけれども、このへんの残調査、それを今やっているところでございます。それで、行政内で必要な物については現地に行かれて、各所管課に持って行ってくださいというようなこともやっておりますし、パソコンとか遊具施設等については必要とされている方等に対して無償で譲渡したりをしております。そんな中で残りが今何がどれだけあるのか、そういった調査を現在やっております、そういった住民の方の要望等についてですね、答えていきたい。だから、残調査をとにかく、何がどれだけ残っているのかをさせていただきたいと思えます。以上です。

○議長（杉本和彰君）

13番 荒木拓馬君

○13番（荒木拓馬君） 74ページ、2の給料ですけれども、特別職給料というのがございますが、教育長の任期ということではちょっとお伺いをいたしたいと思えます。

○議長（杉本和彰君）

学校教育課長 吉田 収君

○学校教育課長（吉田 収君） 1款教育費、1項教育総務費、2目の事務局費の中で、給料としまして、特別職の給料、これが643万2,000円あるということで、教育長の任期についての関連の御質問かと思えます。それで現在の教育長、まあ隣におられますけど、就任がですね、平成24年の4月29日から教育委員としてなられておられます。それで任期は4年間でございますので、28年の4月の28日までが現在の任期ということになります。以上です。

○議長（杉本和彰君）

13番 荒木拓馬君

○13番（荒木拓馬君） 任期があと40日程度ということだろうと思えますけれども、どのようにこうお考えというか、町長のお考えというものをよければお聞きしたいと思えます。

○議長（杉本和彰君）

町長 福原秀治君

○町長（福原秀治君） はい、お答えします。本年の4月29日以降については、具体的にまだ教育長とも詰めてはおりませんが、らしき、正直なところ、らしき話はしておりますけれども、詰めておりません。また、議会にも御協力をいただいてですね、続投にしろ、交代にしろ、御相談を申し上げたいというふうに思っております。

○議長（杉本和彰君） 他に質疑はありませんか。

4番 豊後 力君

○4番（豊後 力君） ちょっと2点ほどお伺いしたいと思えます。33ページ、電子計算費、この中で委託料というのがかなりのウェイトを占めております。7,500万、7,550万近くの委託料がありますが、非常に同じような名前のシステムで委託されているのが結構ございましたので、そのへんちょっとお伺いします。それとですね、この委託契約を結ぶ場合の、どういう条件でされておるのかもお願いしたいと思えます。それともう1点はですね、これは委員会の中でもちよっ

と申し上げたんですが、町老人クラブが非常に減少しております。というのも、町の老人クラブを脱退されてるというのがですね、かなり見受けられます。こういう脱退されてもその地区内ではですね、老人クラブとしての機能を果たしている部分もございます。そういう中で、ここに補助金として300万近く使っておりますけれども、そういうところもある程度の健康づくりとか、そういう事業もなされておりますので、なんとかそういった事業に伴う費用あたりをですね出していけるならというふうに思いますので、そのへん、2点ほどお伺いをしたいと思います。

○議長（杉本和彰君）

総務課長 高木洋一郎君

○総務課長（高木洋一郎君） 予算資料の33ページ、電子計算費の委託料約7,500万でございます。新しいものについて御説明いたしますと、上から2番目の中間サーバー、これNWというのはネットワークの略称にしております。ネットワークの機器ということで、これはマイナンバーとの関係で国との直接接続いたしますが、その機器の保守点検が新規に計上させていただいております。それから一つ飛んで、これもまた中間サーバーサポートということで、これもマイナンバー関係のシステム保守でございます。それから大きなものとしましては、次の次の次の、総合行政システム改修業務委託というのがございますが、これもマイナンバー制度に伴いまして、社会保障システムの改修をする必要がございます。これにつきましては2分の1相当額の国の補助がございます。約340万ほどございます。一番大きなネットワーク再構築委託料、これにつきましては、総務常任委員長御報告の中にありました、今、三つのシステムが可動、あります。我々の業務上ですね。マイナンバー制度に関わるシステム、それから地方公共団体共有システムと申しまして、地方公共団体同士が使うシステム、それからメールやインターネットを使うシステム、この三つがございます。この三つがですね連動しないように分けて、分けることによって特に個人番号に関わる個人情報に外に漏れないように、再構築をするというものでございまして、これは国はそれは自治体の責任でしょうということで、補助金はいただけないものでございます。これをしておくことによりまして、大事な個人情報が外部に漏れないような、システム的には漏れないということでございます。それから、次のページを開けていただいて、34ページにこれは委託料ではございませんが、19番、19節の中間サーバープラットフォーム負担金とございます。これもマイナンバー関係のランニングコストになります。これは100%国が負担をいたします。その合計が資料の33ページの国庫支出金、505万7,000円に相当するものでございます。それから、契約につきましてはですね、例えば、Aという会社が最初構築したシステムにBという会社が手を加えますと、どちらの責任によってそのシステムに不具合が起きた時に、どちらの責任だというのが明確にわかりませんので、現在のところ随意契約の範囲内で、なるだけ町長に予定価格を書いていただいて、入札をしているという状況にあります。あの、業者はですね、それぞれ違います。我々が普段今使っておりますのはRKKコンピュータシステム、それからインターネット関係で富士通、それからもう1社、システム関係が入っております。

○議長（杉本和彰君）

健康福祉課長 高岡悦雄君

○健康福祉課長（高岡悦雄君） 先ほど、豊後議員の町老人会等の補助金ということで御質問があったかと思えます。この間の委員会の中でも話が出ておりましたが、確かに会員数もですね、一昨年と比べまして400人、それからクラブにしますと7クラブ減っております。こちらは老人会に限らず、婦人会の方も同じような減少。また理由もですね、やはり役を受けるのが大変とかそういったのもあるかと思っております。一つの解決ではないんですが、それ、解決策としまして、町の老連の方に1人事務、そういったのですね、する、社協の方に出しておりますが、こちらの方に1人臨時的にそういった事務をする職員も雇っております。ただ、単老、各地区のですね、老人会さんに関しましては、なかなか、それをもう一律そういう、みんなそういうところも出すことになると、もう町の方には入らばい、自分のあれでもろうたほうがよいかかそういうようになってしまいますので、そのあたりが一番ちょっと難しいところですね、まあちなみに区によってはですね、区から老人会に1人あたり1,000円で人数の活動助成金、そういった助成をしている行政区もあるようです。補助金に関しましても町全体で見直し作業を行っておりますので、本当はですね、満額といきたいんですが、色々他の町内の様子、様子といいますが、そういったのも見ながらですね、今後のそういった活動は、なくてはならないと痛感しております。それに関しましてはまた今後の課題とさせていただきます。以上です。

○議長（杉本和彰君）

4番 豊後 力君

○4番（豊後 力君） 電子計算費は大体わかったようでわからない部分もありますが、非常にこのへんはですね、今の電子機器の中では重要なことであるというふうに私も認識しております。ただ、随契というのはこれはもう致し方ないんじゃないかなと思います。ただ、ソフトの導入にあたってはですね、やはり将来を見据えた中での導入をしていただきたいというふうに思います。それから老人クラブの件につきましてはですね、私も敢えてここで申し上げたのは、議事録に載るからじゃないんですが、年々減少している、しかし高齢者は増えとるわけですよ。私の地区では60からもう老人会に加入なんです。私も老人会の会計をしておりますが、年々とですね、確かに、もう80過ぎたり90近くになると、老人会という名前はお持ちですが、それぞれの活動の中にはですね、ほとんど足を運んでいただけないというのが実情なんです。ただ、65、70からというところもあると思いますけれども、今見ますと、ほとんど、逆にいいますとですね、昼間はそういったお年寄りだけしかおられないような現状なんですね。もしなんか有事があった場合はやはりそういう方々の力を借りなければいけないというふうに私は思っております。ですから補助金をくれじゃないんですが、やっぱりそういうところに、なぜ加入が段々減ってきたのかなということもですね、真摯に受け止めていただいて、もう一度町として老人会を尊重しながらですね、構築をしていただきたいなというふうに思います。先般、この交付金の要項をいただきましたが、非常に堅苦しい文言ばかりでですね、もう少し誰が見ても、ああこういう助成の仕方があるたいとそういうのに作り変えていただくとけっこうなんです、ええ、規則第3条第2項のどうか、色々載っております。もう少しわかりやすい文言に変えていただいて、こういう補助事業がありますよということをしてですね、老人クラブの会長さんあたりに示していただいて、

これならやっぱり集落としてももう一度考えないかなというふうな取り組みをしていただいて、なるだけそういったクラブが増えることをお願いして質問を終わりたいと思います。

○議長（杉本和彰君）

町長 福原秀治君

○町長（福原秀治君） 後段の部分で豊後議員と気持ちは同じなんですけども、お答えというよりも、今後の考え方を申し述べさせていただいて、御協力をお願いしたいと思います。今、単老、単体の老人会が町の連合会から外れられるというような事態が起きておりますけども、事態といいますかね、傾向がございましてけれども、話をよくよく聞きますとですね、やっぱり町の会合とかですね、会議とかに出てくる、あるいはその手続きに出てくるというところでもかなりの役員になられた方の負担感というのがあるようなんです。ですから、そのへんがもう少し簡便にできないか、それから65から75ぐらいまではいわゆるシニア世代で、ある意味では地域では働き手でもんね。そういう意味で会合の時間等々もですね考えていかなくちやいけない部分かなというふうにも思います。それから、老人クラブの活動、これは一に町の支援体制もあるんですけども、やっぱりこう旧態依然とした形じゃなくて、もう少しなんといいいますか、かい、やりがいを感じるようなですね、形に町としてもお手伝いをさせていただかなくちやいかなんという思いもございまして。そういう意味も含めましてですね、検討してまいりたいというふうに思います。

○議長（杉本和彰君） 他に質疑はありませんか。

12番 笹渕賢吾君

○12番（笹渕賢吾君） 52ページですが、上から2番目の研修旅費ですね、5万7,000円、昨年5万7,000円ということで、これは保健活動を考える自主的研究会研修旅費ということで保健師さんが3名、栄養士さんが1名と、4名で1泊2日で研修をされるということだろうと思っておりますけれども、26年度の決算では3名だったわけですね。それで昨年27年度から4名ということで、保健行政に力を入れようということだろうと思っておりますけども、どういうふうなこういう研修会が位置づけられているかということと、それから栄養士さんがですね1名というのは、どこの部署で働いておられる人なのか、この説明書じゃ学校給食関係なのか、町立かきくすい荘なのかちょっとわかりませんので、そういったとこちょっとお聞きします。

○議長（杉本和彰君）

健康福祉課長 高岡悦雄君

○健康福祉課長（高岡悦雄君） はい、笹渕議員の研修会の人数それと栄養士はどちらの係りかという御質問かと思っております。栄養士につきましては健康福祉課の職員が参加しております。これもですね、本当はまだたくさん行ってるんです、実際。保健師が勉強したいということですね、あと自腹といいますか、それをきって、かなりの、人数ちょっと今あれですけど、研修会、これをどうしてもみんな一人ひとり復命というよりも、実際肌で感じて聞きたいということで、昨年よりもですね、この1人増えた分はそういった願いもあるかなというふうに思っております。それ以外にも、先ほど言いましたように、自費で3人ほどまだ行っております。それからもちろんこれは健康を考えるとということで、税務住民課の職員もですね、一緒にこの研修会に参加してい

るところでございます。以上です。

○議長（杉本和彰君）

12番 笹淵賢吾君

○12番（笹淵賢吾君） 多分、研修内容がですね、非常にいいものだと思います。自費でも参加して勉強したいということですので、これが最終的には町民の健康、命に関わることで、大変仕事に生かされる内容だというふうに思うんですが、やっぱりこういう研修はですね、もっと予算を増やして多くの人が研修すべきじゃないかなというふうに今聞いてて思いましたけども、この中には、健診率をどう上げるかとか、そういったものも含まれてるんでしょうかね。まあ六十数%ということで県内でも和水町は高い方ですけども、これを引き上げるようなそういった研修っていいですか、町民に返していくっていうそういう研修にもなっているんでしょうか。

○議長（杉本和彰君）

健康福祉課長 高岡悦雄君

○健康福祉課長（高岡悦雄君） はい、ただ今の質問にお答えいたします。六十数%というのは特定検診の受診率かと思えます。確かに全国、同じ似たような自治体の中では今、3位ですかね。そういったかなりの受診率を誇っております。そういったところの事例発表とかそういった内容で研修の方に参加していると思えます。あと、国保関係のKDB、国保データシステム、そういったのを生かしたですね研修、ちょっと詳しい内容につきましてはちょっと私、すいませんけどわかりませんが、とにかく特定検診、そういったのも研修の中に含まれていると思えます。以上です。

○議長（杉本和彰君） 他に質疑はありませんか。

10番 池田龍之介君

○10番（池田龍之介君） まず最初に私が所属する委員会の事を聞きますので、お断りを申し上げます。本当に非常に恐縮なんですけれども、予算審査の折は担当課から課長以下、係りの方は出席をなされますけれども、町長にわざわざ足を運んでいただいて説明を求めるといことがなかなかできにくいことだと思います。そこで町長のお考えをちょっとお聞きしたいんですけれども。ページ数でいうならば75ページ、教育費、教育総務費、13番の委託料、その中で、学校施設耐震改修設計監理等委託料ということで1,000円、俗にいう存目予算計上がなされております。これで町長のお考えをお聞きしたいんですけれども、町長は学校統廃合とは分けてこの耐震工事だけは是非ともさせて欲しいということで常々、強いお気持ちを御披露なされておりました。多分、12月の定例会の折、予算計上があった額が、2,280万だったかなと私は記憶しておりますけれども、なぜ存目予算的な1,000円の計上をなされたのか、自分から、自ら、わざわざですね、自分のお訴えを、の芽を摘むような行為ではないかと私は考えましたので、敢えて所管の委員会のところの予算でありますけれども、質問をさせていただきます。町長のお考えをお聞かせください。

○議長（杉本和彰君）

町長 福原秀治君

○町長（福原秀治君） 12月に議案として提案させていただいたのは2,880万2,000円でございますですね。お答えをいたします。ここの耐震の部分につきましてはですね、ずっと申し上げてまいりましたけれども、統合とは切り離していただいて、ただ今現在のですね、校舎の安全を図ってまいりたいというようなことでお願いを申し上げてまいりました。12月の議会でもですね、そこが合意にいたらなかったわけでございます。今回につきましてもですね、私の気持ちとしてはですね、是非議案提示して、議案としてもんでいただきたいという気持ちは変わりはないんですけれども、ただ、議会の御提案で特別委員会も設置をいただきました。特別委員会は統合と、の検討ということになっておりますけれども、おそらく耐震も含めてですね、御検討いただけるものではないかというふうに考えております。そういう意味で、この存目予算にしましたのはですね、特別委員会の存在というのをですね、尊重いたしまして、是非早い段階、それからスピード感を持ちましてですね御検討、御審議をいただきたいという思いも込めまして、存目予算にさせていただいた次第でございます。その意味では特別委員会での御協議、御審議をなにとぞよろしくお願い申し上げたいということでございます。

○議長（杉本和彰君）

10番 池田龍之介君

○10番（池田龍之介君） これはいつも私が申し上げていることですが、今、学校が無事であるということはただただ結果論なんです。いつも申し上げるように。実地に及ばぬような想定外のですね自然災害がいつ来るかわからないんですよ、そういう危険校舎とまではいえなくてもわかりませんが、耐震をなささい、したほうがいいですよというような校舎で児童生徒は勉学に勤んでいるわけですよ。やはり、児童生徒が安心安全の中で勉強に勤む場を作ってやるのも私は行政の使命ではないかと思えます。だから、町長のお気持ちは今の答弁で分かりましたけれども、やはり今まで強い意志で、辛抱強く何遍も何遍も上げられたやつが、何で今回存目予算にというような私は気持ちになりましたので、せつかく町長は2年前の公約でそういうことを上げられて当選をされているわけですから、やはり町民との約束を100%はできないかもわかりません。多分、公約というのは100%実現された首長さんいろいろな方々はおられないと思います。でもやはり、公約で掲げた以上は、その何%にあたるかわかりませんが、それにやはり全身全霊、傾注すべきじゃないかと私は思いますので、よろしく願いしときます。

○議長（杉本和彰君）

町長 福原秀治君

○町長（福原秀治君） 池田議員のお言葉、本当にこう、胸に刺さる思いがいたします。しかしながら、おそらく、議員さん全員、あるいは執行部の全員もですね、安全性の保持ということについては思いは同じでありはしないかというふうに考えるところでございます。今回、こういう形をとりましたことについては一部失望をさせたしまったという面もあるかもしれませんが、先ほども申し上げましたように、特別委員会の御協議、御審議に期待を申し上げるという意味も含めましてですね、ただ、安心安全についてはどうしても守らせていただかなくちゃいけないと、その思いはいささかも変わってはおりませんので、よろしく願いを申し上げます。

○議長（杉本和彰君） 他に質疑はありませんか。

3番 蒲池恭一君

○3番（蒲池恭一君） 3番、蒲池でございます。今に関連してですね、私も委託料、学校建設耐震改修設計監理等委託料ですかね、1,000円の存目上がっております。先日の一般質問の中でも議論させていただきましたが、中央病院は耐震補強があっているにもかかわらず、次の世代にバトンタッチするためにやっぱり新築の方にお金をよりいただくために、それをしたことによって補助金がカットされてでも新しく作って、補助金をそれに充てたほうが次の世代にバトンタッチができるということなんです。町長は中央病院は入院されてる患者は特に、動きが取れない方が大半だと思います。だから入院されてると思います。それにもかかわらず耐震よりもそれを、苦渋の決断だと思いますよ、はっきり言って。いつ起こるかわからない、しかし、それもトップリーダーとしての、そして次の世代にバトンタッチする執行部としてですね、私はそれが当たり前の判断じゃないかなと思うんです。町長の公約は耐震だけだったんでしょうか。統合も一緒じゃなかったんでしょうか。70年、80年持てるような学校建設をされるというのが町民の皆さん方との約束ではなかったのでしょうか。今のところで何かありましたら、お答えいただきたいと思います。

○議長（杉本和彰君）

町長 福原秀治君

○町長（福原秀治君） はい、和水町の学校統合につきましてはですね、耐震の問題、これは一部耐震の問題がございますけども、狙いとしては、学校を、失礼しました、複式学級を解消するための統合、これが第一義的な狙いでありました。玉名市の中央病院ということは、全体的な耐震に問題があると、いうことでございますので、やや似て非なるものがあるというふうに思います。それから耐震だけじゃなかったんじゃないかということもございますけども、そのとおりでございます。改修で統合を実現させたいというのが私の当初の公約といたしますか、お願いでございました。したがって、今でも改修、統合をさせていただきたいという思いにはいささかも変わりはありませんけども、ただ、12月の議会におきまして、特別委員会というのが御提案、提案は違いますね、提案は2月ですね、ございましたもんですから、そこを尊重したいということで存目予算にしたということでございます。

○議長（杉本和彰君）

3番 蒲池恭一君

○3番（蒲池恭一君） 多分、中央病院がいくらかかるかは多分わからない中で今答弁されたと思いますけども、いかがですかね。まあちょっと3回までしかできませんので。それをですね、あたかも向こうは全体だからというような言い方です。けどあちらはですね、そういう計画を持って、やっぱりされてる。かたやこちらはただ耐震だけをして延命をしたいからがためにされてるんじゃないかなという思いも、思わなくはないんですけど、そういうことが出てくるわけがございます。なぜならば約束は複式学級の解消じゃなかったんですか。ですね。今でも学校教育課は複式学級と耐震問題は一緒に考えていただきたいということがこの前の答弁の中でも出てま

いりました。それでも町長は耐震だけ耐震だけ耐震だけと言われます。確かに命に関わるようなことを議論される、それは確かに命は大事なことからですね、我々もそれに、しかし、我々は先ほどもちょっとしたことでもまちづくり推進課の課長にこれだけ議論をしていながら、そして町のお金を大事にこの使いながら、そして次の世代に我々はバトンタッチしましょうと言っているにもかかわらず、それとまた逆行してるんじゃないかなと僕は思うんですよね。それが果たして町長としてただ延命をしたいがためにしか見えない、思えない、私は、私1人なんですか。そういう中ですね、検討委員会があくまでも我々議会人がですね、やっぱりこれを命というのも大事と思いながら、耐震は耐震だけでやっぱりしなくてはいけないのか、統合も一緒に考えるべきなのか、その耐震をしたことによって新築をする時の10分の5.5というのは無くなるというのも出てくる中ですよ、それが果たして本当に町が取るべき方向性なのかをですね、議会の中でしっかりもみたいと思う中で今回設置したわけでございます。しかし町長はあくまでも尊重はするが、それに従うべきではないとかまあそういう、今回はこれを重んじるような答弁をされている割にはあの新聞の載ってるところはなんか違うんじゃないかなと思うんですけど。今の学校教育課長、私が言った10分の5.5っていうところですよ、この前、先日の一般質問の中で、耐力度が増すということによって新築に関しては補助金が出らないということに繋がる恐れがありますよね。そこのところ答弁もですね、私が検証したところですね、町長の20億というのをですね、20億は3分の1の改修工事費用が補助金等が賄えます。ある部分で30億で新築をした場合、10分の5.5ということですね、町の借金は13億4,000万と、13億5,000万になるんですよ。20億で改修した時と30億で新築を建てた時ですね、町の持ち出しはほとんど変わらないです。そういうことですね、しっかり学校教育課の方からですね、提示していただいて、やっぱり我々議員としてもですね、本当にやるべき方向性を検討委員会の中で作っていきたいと思っております。そういう中ですね、本当に存目予算ということですね、町長がですね、検討委員会をそれなりにしっかり重んじてるというところですね、これに関して今回はやっぱりこれを否決するわけにはいきませんので、1,000円をね、1,000円をですよ、わざわざそこで否決してまですると思いません。ただこれに、この項目はですね、しっかり今度これだけしか上がってこれない時にはですね、私はまた、ここの項目で上がってくる時はですね、また検討したいと思しますので、今回はですね、この存目の1,000円に関してはですね、認めて、賛成にまわりたいと思っておりますので、あくまでこれに賛成だということじゃありませんよね。全体的に含めたところでこの一般会計はですね認めたいなと思ってます。そんな中ですね、町長の公約はですね、あくまでも耐震だけじゃなかったと思ってます。そりゃ確かに、我々は町長もそうですけど、マニフェストの中で、これこれこれと上げた中で、それはなんでもできるはずはありません。ですね。しかし、耐震だけを本当に訴えてこられたんじゃないでしょ。統廃合という子ども達の複式学級の解消だというのがですよ、一番の問題点じゃないですか。ですね。町長がですね、あたかも延命措置にしか見えないというところもですね、頭に踏まえながら今後、町長としていつまでその立場でおられるかわかりませんが、いつそういう町民の皆さん方に判断していただけるのかなと私は今でも切に願ってる所でございます。何かそこでお答えがあったらお答えしていただきたい

いと思います。

○議長（杉本和彰君）

町長 福原秀治君

○町長（福原秀治君） はい、最初に特別委員会の決定に従うべきではないとは申し上げておりません。それにまあそうは言ってませんが、盲目的に従うことはありませんと、そういう意味ですよ。はい、はい。そこだけは。それからいわゆる校舎の延命措置ということでございますけれども、これはもう取らまえようです。延命措置等々と取らまえるかもわかりませんが、少なくとも2年、3年のなんといいいますか、期間は必要になると考えたほうが妥当でありますから、その間の手当と考えるかですね、これは考え次第だと思います。いずれにしても、今回存目を、存目として計上させていただきましたのは、特別委員会での審議の内容、それから方向性等々勘案しましてですね、その後に繋げさせていただければありがたいなというのもありまして、こういう措置にさせていただきました。よろしく願いいたします。

○議長（杉本和彰君）

3番 蒲池恭一君

○3番（蒲池恭一君） 私はですね、検討委員会ですね、答申が出たらそれを極力尊重したいなぐらいまでで終わっとけば何も言うことなかったんですけど、それ以上にいらん言葉を言う必要がなかったらというところですよ。それとですね、私はですね、確かに耐震は大事か大事かと思ってます。それはしなくてはいけないのかもしれないかもしれません。ただですね、本来であるなら27年の4月、昨年4月にですね、間違った住民運動をですね、された張本人がですよ、それを言っているのかなってところがですね、私自身思うわけですよ。で、ある部分ではしっかり判断をしますよ、信を問うてきてもらえれば、安くあがる安くあがる、安くあがるから投票された方が僕は一杯いらっしゃると思うんですよ。だから、それを21億でしたいなら、22億でしたいならば、それは本当に信を問うてきてもらったら諸手を挙げて賛成するていつも言ってるじゃないですか。そしたら2カ月ぐらいで済むんですよ、この問題は。はっきり言って。なぜそれができないのかなっていつも僕は不思議に思うんですよ。これを2年も3年もかかるとか思わないで、もうあと1年2年でちゃんとした改修工事ができますよって信を問うてくればいいじゃないですか、と思うんですよ、なぜできないのかなって。思います。しっかりどっかで判断をしていただきたいと思います。よろしく願いします。

○議長（杉本和彰君）

学校教育課長 吉田 収君

○学校教育課長（吉田 収君） ただ今の蒲池議員の御質問ですけれども、耐震をしたあとに新築等をした場合、対象になるのか対象にならないのか。また改修した場合に今の施設を改修した場合に対象になるのかならないのかといったようなことで答弁をさせていただきたいと思います。一般質問でも申し上げましたように、平成19年度に菊水中学校の方は耐力度調査を行っております。その時が4,752点、それから4,803点、ということで、当時の基準は5,000点以下が危険校舎の対象ということになっておりましたけれども、20年度以降の調査におきましてはそれが下げら

れまして4,500点という基準になっております。それで、耐震工事をしたあとに校舎を作るというような時の判断基準はどうなるのかということになるかと思えますけれども、一度耐震工事をしたならば、そのあとはもう一回耐力度調査をするという形になってまいります。それで、19年度の調査でありますので、その耐力度の調査の項目に保存年といったような部分がありますけれども、それを考えると当時の点数よりか、今の時点では点数も下がってるかもしれませんがけれども、耐震をすれば当然構造的にも変わってきますので、耐力度が上がるというような考え方になってくると。それで新築をした場合にはその4,500点以上あれば事業名、危険改築事業というような事業の対象にはならないというような形になってきます。それで、既設の校舎を改修する場合、そういった場合にはですね、その耐用年数で、ああ、耐用年数じゃない、経過年数それで40年以上経過しておれば長寿命化ですね、の改良事業、それから20年以上の場合は大規模改修の対象になるというようなことで、新築の場合は10分の5.5の補助、それから既設の改修の場合は3分の1の補助という形になっております。以上です。

○議長（杉本和彰君） 他に質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（杉本和彰君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶものあり）

○議長（杉本和彰君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は起立によって行います。

議案第24号、平成28年度和水町一般会計予算については原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（杉本和彰君） 起立多数です。

したがって、議案第24号は原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第16 議案第25号 平成28年度和水町国民健康保険事業会計予算

○議長（杉本和彰君） 日程第16、議案第25号「平成28年度和水町国民健康保険事業会計予算」を議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

12番 笹渕賢吾君

○12番（笹渕賢吾君） この国民健康保険事業会計予算案については先ほどの条例改正で私は反対をしましたので、この国民健康保険会計予算案に対しても反対の態度を表明しておきたいと思っております。

○議長（杉本和彰君） 他に質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶもの多数)

○議長(杉本和彰君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶものあり)

○議長(杉本和彰君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は起立によって行います。

議案第25号、平成28年度和水町国民健康保険事業会計予算については原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(杉本和彰君) 起立多数です。

したがって、議案第25号は原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第17 議案第26号 平成28年度和水町介護保険事業会計予算

○議長(杉本和彰君) 日程第17、議案第26号「平成28年度和水町介護保険事業会計予算」を議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶもの多数)

○議長(杉本和彰君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶものあり)

○議長(杉本和彰君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は起立によって行います。

議案第26号、平成28年度和水町介護保険事業会計予算については原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(杉本和彰君) 起立多数です。

したがって、議案第26号は原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第18 議案第27号 平成28年度和水町特別養護老人ホーム事業会計予算

○議長(杉本和彰君) 日程第18、議案第27号「平成28年度和水町特別養護老人ホーム事業会計予算」を議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

1 番 生山敬之君

○1 番（生山敬之君） 8 ページの一般管理費と思うんですけども、特養施設長にお聞きします。先日ですね、平成28年3月13日日曜日に和水町デイサービスセンターにてきくすい荘合同追悼会がとり行われているということですけども、こちらはどのような内容でどのような趣旨をもって行われているのか、また費用はいくら使われているのかお聞きします。

○議長（杉本和彰君）

特養施設長 坂本誠司君

○特養施設長（坂本誠司君） 生山議員の御質問にお答えしたいと思います。合同追悼会、趣旨は当初始まったのがですね、きくすい荘が47年の6月事業開始いたしまして49年の2月に初回の合同追悼会があつておるといふことで今年までで43回あつております。趣旨といたしましては、当初の頃は多分、おうち、身寄りのない方もおられて、亡くなった方、それと荘内で亡くなった方、きくすい荘に入居なさるといふことは、そのきくすい荘が自分の家であるといふふうなことをごさいます、亡くなった方全員を、方をですね、年度内に亡くなった方を、霊を慰めようといふことで始まったといふふうにお聞きしております。費用でございますけれども、27年度で支出いたしました費用ですけども、家族会の方から、家族会というのがありますきくすい荘のですね、利用者の、その方から2万630円、と、きくすい荘の町の予算といふことでこれが11万1,500円といふふうになっております。以上でございます。

1 番 生山敬之君

○1 番（生山敬之君） 答弁の中で昭和47年から43回を数えるといふことで、新築、新設された時から始まったのかなといふことで理解しました。ただ、これが公式行事として公正性に十分認められるものかどうか検討をですね必要かなと私は思いますけども、今後も続けていかれるのかお聞きします。

○議長（杉本和彰君）

特養施設長 坂本誠司君

○特養施設長（坂本誠司君） 議員がですねおっしゃるとおり、当きくすい荘は公立施設といふことをごさいますので、今回27年度の事業を起案するにあたりましてちょっと指摘がございました、正直言います。3月の8日に家族会、役員会というのをごさいます、その中で、きくすい荘としては公立の公共といふことをごさいますので、政教分離の関係から、偏ったといひますか、一つの儀式にとられるようなことはちょっとできないんじゃないでしょうかといふことで家族会の方に今提案をいたしております。その中で、役員会としては続けて欲しいといふお気持ちもございましたけれども、今度家族会の大会の前にですね、再度役員あたりにお諮りしまして、公平性といひますか公共性をおす立場からお願いいたしまして、形を変えてかどうかですね、再度検討していきたいといふふうに思います。他の施設が、大掛かりなですね追悼会といふのはやっていないということもありましたので、彼岸の法要とかそういったことでやっていることもありましたので、そのへんもお話しながら家族会と検討してまいりたいと思います。以上です。

1 番 生山敬之君

○1番（生山敬之君） 今までは恒例行事、慣例となっていたのかもしれませんが、今後、公平性、平等性の観点から見直す方針で取り組んでいただきたいと思います。以上です。

○議長（杉本和彰君） 他に。

12番 笹渕賢吾君

○12番（笹渕賢吾君） 説明でも、議案説明の中でもありましたが、この資料ですね、資料の10ページですね、10ページに、平成27年度介護報酬は主である施設介護で11.02%の大幅な減額ということと、その下の方ですかね、特殊事情がなければ28年度、29年度も、平成27年度と同程度の収入が見込まれるということで、その上の28年、29年度の介護報酬ということで書かれてあるんですが、10%以上の介護報酬がですね減らされるとなれば、大変な経営状況になるんじゃないかなというふうに思うんですね。そういったところではどういうふうになってくる、あるいはどういうふうに手を打つのかということも当然検討されてるとは思いますけども、そういったところをちょっとお聞きします。

○議長（杉本和彰君）

特養施設長 坂本誠司君

○特養施設長（坂本誠司君） お答えいたします。今おっしゃられたのはこの予算説明資料の追加資料の部分の10ページだと思いますけども、平成27年度ですね、4月と8月に減額改定がありました。当初試算しておりますと一月110万ということで、1,300万から1,500万かなというふうに予想しておりましたけども、まあ27年度でございますけども、実質的には単純に計算いたしますと26年度の報酬から比べると27年度は3,400万の数字でございます。それをいかに26年度よりも収入を伸ばすかというのは27年度におきましては空所率を無くす、病院に入院されるのを無くす、無くすじゃなくて少なくする、ということで少しでも人数を一人でも二人でも110床ありますのでその入れ替わりがあってもすぐ一週間以内にこう補充、補充というと語弊ですけど、ベッド数を空きがないようにするというようなことで努力してまいって、少しでも縮減したいということでございます。ただこれに述べております600万でございますけども、当初、一番響いておりますのはショートステイということでございまして、近年どこの施設もですね、ショート、短期入所の方の取り合いといいますか、そういうふうな状況にあります。これはやっぱり福祉事業あたり、お茶の間筋トレとかいろいろ介護予防事業あたりが功をなしていると思いますけども、そのへんで少なくなってる部分もあるし、施設が多くなってる部分もあるということで絶対数が減ってくるということでございます。ですから、このへんもですね、さらに利用者の拡大といいますか、魅力あるきくすい荘、例えば通所あたりもこんな魅力があるんだなということで、そういったところで、まず出口としてデイサービスあたりできくすい荘の名を宣伝といいますか、そういったところでしながら、親しみやすいといいますかね繋がりを持つということで少しでも利用者を拡大していくということでございます。それとあと、ここにも資料にも書いてますとおり、支出の縮減、それとか、一部業務の委託とかですねそういうことも視野に入れながら、今度の運営審議会とか、検討委員会にも述べながら進めてまいりたいというふうに思います。とにかく、絶対数といいますか、介護報酬は上がることは今のところは3年間はございませんので、その他の

収入を増やす手立てというふうに考えます。それと今きくすい荘では要介護1、2の方もですね御利用になっております。この方々が悪いというわけじゃないんですけども、今後の方針としては3、4、5と以上にですね、その方を入所していくと、利用、御利用していただきたいというふうに考えております。ですから、現在1、2がおられる方についてどうのこうのいうことではございません。以上です。

○議長（杉本和彰君）

12番 笹淵賢吾君

○12番（笹淵賢吾君） 要支援1、2が介護報酬、介護保険の方からですね、外されて、そしてまた今度は要介護1、2の人がどうも外されるような方向でですね、きてるということで、施設経営者というのは大変厳しい状況になってくるんじゃないかなというふうに思うわけですけども、いずれにしても町経営ですから、なんとかですね、盛り上げていかなきゃならないというふうに思いますが、それともう1点、お聞きをしますが、その下の歳出の方でですね、2番目の施設長研修で、22万5,000円、研修旅費が15万円というふうになってますが、かなり高額になってきてると思うんですが、これは施設長としての何かあの資格を取るような研修なのか、どういった研修で、結構高いもんですから、宿泊して何日かやるのかなと思ったもんですから、お聞きします。

○議長（杉本和彰君）

特養施設長 坂本誠司君

○特養施設長（坂本誠司君） えっと、これはですね、特養施設長研修、資格取得ということで、筑波でしたか、あちらの方のところにですね、中央学院というのがありますけれども、そこで、5回ぐらい行きます。実際ですね、その間、4月から5月から11月までの期間にかけてと思いますけれども、通信教育で資格を取り、合格点が出て、初めて施設長としての、なんちゅうんですか、資格というんですか、それが認められるというような研修でございます。ですから、昨年私がきくすい荘にまいりまして、色々報告書をこう出します、県の方に、施設長が変わりましたということで。その時に御指摘がありまして、福祉事業に携わってますかということでございましたので、実際私としては福祉事業も4年ぐらい、本庁にもおりましたし、三加和支所にもおりましたので、そういった判断のもとにこういったことを受けてますけどどうでしょうかとことごとございましたけども、県の方からの御指導で、やっぱりこういった中央学院ですかね、こういったところで正式な資格取得をお願いしますということで、これは指摘事項でございましたので、もう時すでに遅しで、申し込みはだいたい3月の中旬だったと思いますけども、4月1日だったですかね、そこまで申し込まないといけませんでしたので、1年間は空白の状態でしたけども、こういった事情で新年度予算としては獲得して資格取得にまいりたいと思いますということを述べながら、審査の方はお願いしているところでございます。とにかく、資格取得のための旅費でございます。以上です。

○議長（杉本和彰君） 他に質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（杉本和彰君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶものあり)

○議長(杉本和彰君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は起立によって行います。

議案第27号、平成28年度和水町特別養護老人ホーム事業会計予算については原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(杉本和彰君) 起立多数です。

したがって、議案第27号は原案のとおり可決されました。

しばらく休憩します。4時半から行います。

---

休憩 午後4時16分

再開 午後4時30分

---

○議長(杉本和彰君) 休憩以前に引き続き会議を開きます。

---

#### 日程第19 議案第28号 平成28年度和水町簡易水道事業会計予算

○議長(杉本和彰君) 日程第19、議案第28号「平成28年度和水町簡易水道事業会計予算」を議題とします。これから質疑を行います。質疑はありますか。

(「なし」と呼ぶもの多数)

○議長(杉本和彰君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶもの多数)

○議長(杉本和彰君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

この採決は、起立によって行います。

議案第28号平成28年度和水町簡易水道事業会計予算については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(杉本和彰君) 起立多数です。

したがって、議案第28号は原案のとおり可決されました。

---

日程第20 議案第29号 平成28年度和水町下水道事業会計予算

○議長（杉本和彰君） 日程第20、議案第29号「平成28年度和水町下水道事業会計予算」を議題とします。これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（杉本和彰君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（杉本和彰君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

この採決は、起立によって行います。

議案第29号、平成28年度和水町下水道事業会計予算については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（杉本和彰君） 起立多数です。

したがって、議案第29号は原案のとおり可決されました。

---

日程第21 議案第30号 平成28年度和水町特定地域生活排水処理事業会計予算

○議長（杉本和彰君） 日程第21、議案第30号「平成28年度和水町特定地域生活排水処理事業会計予算」を議題とします。これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（杉本和彰君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（杉本和彰君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

この採決は、起立によって行います。

議案第30号、平成28年度和水町特定地域生活排水処理事業会計予算については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（杉本和彰君） 起立多数です。

したがって、議案第30号は原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第22 議案第31号 平成28年度和水町春富財産区特別会計予算

○議長（杉本和彰君） 日程第22、議案第31号「平成28年度和水町春富財産区特別会計予算」を議題とします。これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（杉本和彰君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（杉本和彰君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

この採決は、起立によって行います。

議案第31号、平成28年度和水町春富財産区特別会計予算については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（杉本和彰君） 起立多数です。

したがって、議案第31号は原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第23 議案第32号 平成28年度和水町後期高齢者医療事業会計予算

○議長（杉本和彰君） 日程第23、議案第32号「平成28年度和水町後期高齢者医療事業会計予算」を議題とします。これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（杉本和彰君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（杉本和彰君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

この採決は、起立によって行います。

議案第32号、平成28年度和水町後期高齢者医療事業会計予算については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(杉本和彰君) 起立多数です。

したがって、議案第32号は原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第24 議案第33号 平成28年度和水町病院事業会計予算

○議長(杉本和彰君) 日程第24、議案第33号「平成28年度和水町病院事業会計予算」を議題とします。これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶもの多数)

○議長(杉本和彰君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶもの多数)

○議長(杉本和彰君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

この採決は、起立によって行います。

議案第33号、平成28年度和水町病院事業会計予算については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(杉本和彰君) 起立多数です。

したがって、議案第33号は原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第25 議案第34号 和水町過疎地域自立促進計画の策定について

○議長(杉本和彰君) 日程第25、議案第34号「和水町過疎地域自立促進計画の策定について」を議題とします。これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶもの多数)

○議長(杉本和彰君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶもの多数)

○議長(杉本和彰君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

この採決は、起立によって行います。

議案第34号、和水町過疎地域自立促進計画の策定については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（杉本和彰君） 起立多数です。

したがって、議案第34号は原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第26 同意第1号 和水町固定資産評価員の選任について

○議長（杉本和彰君） 日程第26、同意第1号「和水町固定資産評価員の選任について」を議題とします。提出者の説明を求めます。

町長 福原秀治君

○町長（福原秀治君） 同意第1号、和水町固定資産評価員の選任についての提案の理由を申し述べます。同意第1号和水町固定資産評価員の選任について、和水町固定資産評価員に次の者を選任したいので同意を求めます。平成28年3月9日提出。和水町長福原秀治でございます。住所が和水町原口1102番地、氏名が樋口哲男。生年月日昭和33年8月28日でございます。提案理由といたしましては固定資産評価員の選任につきましては地方税法第404条第2項の規定により、議会の同意を得る必要がございます。これがこの議案を提出する理由でございます。若干補足をいたしますと現在樋口哲男氏は和水町税務住民課の課長でございます。従来より、税務住民課長はその業務の密接さと合わせまして和水町固定資産評価員ということで選任をいただいております。この度も同様に御同意をお願いするところでございます。どうか御同意のほどをよろしく願いいたします。以上でございます。

○議長（杉本和彰君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

(「なし」と呼ぶもの多数)

○議長（杉本和彰君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶもの多数)

○議長（杉本和彰君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

この採決は、起立によって行います。

同意第1号、和水町固定資産評価員の選任については、原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（杉本和彰君） 起立多数です。

したがって、同意第1号は同意することに決定しました。

本日の会議時間は議事の都合によって会議時間を延長します。

しばらく休憩します。

---

休憩 午後4時43分

再開 午後4時45分

---

○議長（杉本和彰君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

---

#### 日程第27 常任委員の選任について

○議長（杉本和彰君） 日程第27、常任委員の選任を行います。

お諮りします。

常任委員の選任については委員会条例第6条第4項の規定によってお手元に配りました名簿のとおり指名したいと思います。御異議ありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（杉本和彰君） 異議なしと認めます。

したがって、常任委員はお手元に配りました名簿のとおり選任することに決定しました。

---

#### 日程第28 政治倫理調査会委員の選任について

○議長（杉本和彰君） 日程第28、政治倫理調査会委員の選任を行います。

お諮りします。

政治倫理調査会委員の選任については政治倫理に関する条例第11条第2項の規定によってお手元に配りました名簿のとおり指名したいと思います。

御異議ありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（杉本和彰君） 異議なしと認めます。

したがって、政治倫理調査会委員はお手元に配りました名簿のとおり選任することに決定しました。

---

#### 日程第29 陳情等の常任委員長報告について

○議長（杉本和彰君） 日程第29、陳情等の常任委員長報告についてを議題とします。

常任委員会に付託した陳情等について委員長から委員会審査報告書が提出されました。委員長から審査の経過と結果について報告を求めます。

はじめに建設経済常任委員会に付託した陳情等について委員長の報告を求めます。

建設経済常任委員長 高巢泰廣君

○建設経済常任委員長（高巢泰廣君） 建設経済常任委員長の高巢でございます。本定例会におきまして建設経済常任委員会に付託されました陳情等の審査、結果について報告いたします。なお、審査につきましては3月15日本庁中会議室におきまして慎重に審査を行っております。

受付番号第444号県河川・十町川河川掘削及びよしの除去に関する要望書につきましては採択です。委員会の意見としては要望書の内容のとおり大雨による河川の増水で人家、農地への被害が懸念され、地域住民が安心して生活できるように対策を講じる必要があると判断しました。また、このような状況は菊池川支流全域にみられることから町全体についても計画的に進めていただく必要がございます。次に、受付番号第538号T P P協定を国会で批准することを求める請願につきましては採択です。委員会の意見といたしましては請願主旨のなかにありますようにT P P協定は農畜産物の関税引き下げ等により本町の農業経営に対する影響は大変厳しくなるものと思われま。

以上で本委員会に付託されました陳情等の審査の結果について報告を終わります。

○議長（杉本和彰君） 委員長の報告を終わりこれから委員長報告に対する質疑を行います。受付番号第444号「県河川・十町川河川掘削及びよしの除去に関する要望書について」を議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（杉本和彰君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありますか。

（「なし」と呼ぶものあり）

○議長（杉本和彰君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は採択です。受付番号第444号、県河川・十町川河川掘削及びよしの除去に関する要望書については委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（杉本和彰君） 起立多数です。

したがって、受付番号444号は委員長報告のとおり採択することに決定しました。受付番号第538号「T P P協定を国会で批准しないことを求める請願について」を議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

○議長（杉本和彰君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありますか。

（「なし」と呼ぶものあり）

○議長（杉本和彰君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は採択です。

受付番号第538号、T P P協定を国会で批准しないことを求める請願は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(杉本和彰君) 起立多数です。

したがって、受付番号第538号は委員長報告のとおり採択することに決定しました。

次に、議会運営委員会に付託した陳情等について委員長の報告を求めます。

議会運営委員長 小山 暁君

○議会運営委員長(小山 暁君) 議会運営委員長の小山でございます。ただ今から本定例会において議会運営委員会に付託されました陳情等の審査の結果について報告いたします。審査につきましては3月11日の本会議終了後、委員会室におきまして慎重に審査を行いました結果、受付番号第485号議会報告会の発言に関する根拠を求める要望書につきましては採択です。

次に、受付番号第486号、議会報告会の発言内容の事実確認を求める要望書につきましても採択です。

以上で、本委員会に付託されました陳情等の審査結果についての報告を終わります。

○議長(杉本和彰君) 委員長の報告を終わりこれから委員長報告に対する質疑を行います。受付番号第485号「議会報告会の発言に関する根拠を求める要望書について」を議題とします。地方自治法第117条の規定によって、池田龍之介君の退場を求めます。

(池田龍之介君退場)

○議長(杉本和彰君) これから質疑を行います。質疑はありますか。

(「なし」と呼ぶもの多数)

○議長(杉本和彰君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありますか。

(「なし」と呼ぶものあり)

○議長(杉本和彰君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は採択です。受付番号第485号、議会報告会の発言に関する根拠を求める要望書は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(杉本和彰君) 起立多数です。

したがって、受付番号第485号は委員長報告のとおり採択することに決定しました。池田龍之介君の入場を許可します。

(池田龍之介君入場)

受付番号第486号「議会報告会の発言内容の事実確認を求める要望書について」を議題とします。地方自治法第117条の規定によって池田龍之介君の退場を求めます。

(池田龍之介君退場)

○議長(杉本和彰君) これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶもの多数)

○議長(杉本和彰君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶものあり)

○議長(杉本和彰君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は採択です。受付番号第486号議会報告会の発言内容の事実確認を求める要望書については委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(杉本和彰君) 起立多数です。

したがって、受付番号第486号は委員長報告のとおり採択することに決定しました。池田龍之介君の入場を許可します。

(池田龍之介君入場)

○議長(杉本和彰君) つぎに、菊水区域学校統廃合。

(「異議あり。」)

10番 池田龍之介君

○10番(池田龍之介君) 地方自治法に則り私は除斥をいたしました。しかし、この要望書等を見ますと発言の根拠を求めておられます。それぞれ。発言者の私には何の聞き取り調査もなされなく、採択と出されたのはどういう理由から採択されたのかお聞きしたいと思います。

○議長(杉本和彰君)

議会運営委員長 小山 暁君

(「ちょっと議長いいですか。その前にそういう質疑があつてよろしいんですか。」)

○議長(杉本和彰君) しばらく休憩します。

---

休憩 午後5時02分

再開 午後5時04分

---

○議長（杉本和彰君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議会運営委員長 小山 暁君

○議会運営委員長（小山 暁君） ただ今、池田議員の方から質問がございましたのでそのことについてお答えいたします。今回受付番号485号議会報告会の発言に関する根拠を求める要望書、これは、和水町平野の福山精一さんからでた要望書でございます。発言内容のしっかりとした証拠や事実確認を調査、開示されるよう求めておられます。それから受付番号486号の分につきましては和水町前原の平田稔さんから議会報告会の発言内容の事実確認を求める要望書が提出されました。発言した内容を町議会で調査し結果を開示されるよう求めます。という内容になっております。それで、池田議員から今出されました質問の中身は議会運営委員会の席でちゃんと意思確認をお取りいたしますのでよろしく願いをいたします。以上です。

○議長（杉本和彰君） つぎに、菊水。

（「議長。」）

10番 池田龍之介君

○10番（池田龍之介君） 議運の中で事情聴取をされるということであれば、それがあった後に採択か不採択かの結論を出すべきじゃないでしょうか。順序がちょっと間違っているんじゃないでしょうかね。

○議長（杉本和彰君） しばらく休憩します。

議会運営委員会の方は、委員会室までお願いいたします。

---

休憩 午後 5 時06分

再開 午後 5 時29分

---

○議長（杉本和彰君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に菊水区域学校統廃合事業調査特別委員会に付託した陳情等について委員長の報告を求めます。

（何ごとか言う者あり。）

○議長（杉本和彰君） しばらく休憩します。

---

休憩 午後 5 時30分

再開 午後 5 時34分

---

○議長（杉本和彰君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、菊水区域学校統廃合事業調査特別委員会に付託した陳情等について委員長の報告を求めます。

菊水区域学校統廃合事業調査特別委員長

豊後 力君

○菊水区域学校統廃合事業調査特別委員長（豊後 力君） 皆さん深呼吸をしましょう。菊水区域学校統廃合事業調査特別委員長の豊後でございます。本定例会において菊水区域学校統廃合事業調査特別委員会に付託されました陳情等の審査結果について報告いたします。なお、審査につきましては3月11日議員控え室におきまして慎重に審査を行っております。受付番号537号報告及び要望書小学校統廃合問題並びに耐震補強問題についての審査結果は採択です。以上で本委員会に付託されました陳情等の審査の結果について報告を終わります。

○議長（杉本和彰君） 委員長の報告を終わり、これから委員長報告に対する質疑を行います。受付番号第537号「報告及び要望書小学校統廃合問題並びに耐震補強問題について」を議題とします。これから質疑を行います。質疑はありませんか。

9番 庄山忠文君

○9番（庄山忠文君） あえて質疑をしたいと思います。このアンケートの趣旨はわかります。この内容についてお尋ねをしたいと思います。このアンケート内容ということで一部抜粋とここに書かれております。私はですね、この抜粋と、やはりアンケートの中でこの内容あたりを引き抜いたということであるならば非常にこれは問題ではなかろうかと思えます。それとですね、最後のこの菊水中学校の保護者、これは代表というようなことですが、これはどういうことなのか、これはPTA会、代表というかたちであるならPTA会長なのか、そのところをですね、はっきりした線で、これは菊水中学校の保護者代表あとは全部。それと、ここに書かれておる方はPTA会長的な存在なのかその点をお尋ねしたいと思います。

○議長（杉本和彰君）

菊水区域学校統廃合事業調査特別委員長  
豊後 力君

○菊水区域学校統廃合事業調査特別委員長（豊後 力君） 私どもに付託されました意見書でございますが、報告の趣旨ということで皆さん方のほうにもお配りをしております。ちょっと読み上げてみたいと思います。「我々、菊水区域小中学校保護者は長期にわたり町ならびに町議会での上記の問題に関する動きを見守ってきましたが、未だ解決には程遠い状況であると思われ、子どもたちや保護者は方向性が見えない中で不安な状態が続いております。そこで今回当事者である菊水区域小中学校保護者の皆様を対象にアンケート意識調査を実施いたしました。その集計結果を下記のとおり御報告させていただくとともにこの結果が現在の保護者の率直な意見とご理解いただき、今後の問題解決に向け最大限のご配慮を何卒お願い申し上げます。」これが趣旨でございます。この要望書につきましてはですね、今の現時点ではですね、この要望書があったということで採択にいただければ、この代表者の皆さん方と協議をし、お話を聞く機会を与えていただけるといふふうに思いますので、真に受け止めたいというふうに思います。

○議長（杉本和彰君）

9番 庄山忠文君

○9番（庄山忠文君） 今、委員長からのこの趣旨の説明、それから内容等、今後の課題という

ようなことで答弁があったかと思います。私はこのようなですね、アンケートの内容の一部抜粋とか、本当にこの代表PTA、どういう形かわかりませんが、今もちょっとお尋ねしましたが、ただの代表というかたちで受けていいということですかね。PTAという名目はなっておりませんので、ほとんど保護者の代表がそれだけ納得をしていただいておりますというふうに解釈をしていきたいというふうに思います。そういうことでですね、このアンケート内容の一部抜粋とか不信感これが私は実際あります。そういう点をですね、今後この委員会のなかで調査なり聞き取りなりそれを十二分にやっていただくことをお願いをしたいというふうに思います。その点どうでしょうか。

○議長（杉本和彰君）

菊水区域学校統廃合事業調査特別委員長  
豊後 力君

○菊水区域学校統廃合事業調査特別委員長（豊後 力君） ただいま庄山議員のほうから要望等がございました。確かに内容見ますとですね、ただアンケート内容一部抜粋というような文言もがございます。このへんもですね、慎重に話し合いをさせていただいて皆さん方に報告できるようにまずはこれが採択をしていただかないと先へ進めないという件案でございますので、今、要望がございました件につきましてはですね、共通の認識のなかで取り組んでいきたいというふうに思います。

○議長（杉本和彰君） 他に質疑はありませんか。

2番 森 潤一郎君

○2番（森 潤一郎君） 今、庄山議員のほうからありましたけど、私もですね、賛同することに条件を付けたいと思います。と、申しますのはですね、これがPTA会長の連名であるとか、あるいはアンケートが一部抜粋という馬鹿げたような字句が載ってなかったならば私はすんなりすーっと賛成の意向を示したと思います。保護者代表であるとか、それからそのいわゆるアンケートなのに全項目載ってなくて一部抜粋とか。なんかこう勘ぐられるような資料でもって出てきたもんですから、そこのところは今委員長がもし認めてくれるならそこはもう責任もってちゃんと調査をするということを庄山議員の中に申し述べられましたので、私は条件付きで賛成をしていきたいというふうに思います。

○議長（杉本和彰君） 他に質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（杉本和彰君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（杉本和彰君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。これから採決します。この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は採択です。

受付番号第537号、報告及び要望書小学校統廃合問題並びに耐震補強問題については委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(杉本和彰君) 起立多数です。

したがって、受付番号第537号は委員長報告のとおり採択することに決定しました。

---

#### 日程第30 閉会中の継続審査について

○議長(杉本和彰君) 日程第30、閉会中の継続審査についてを議題とします。

総務文教常任委員長から委員会において審査中の事件について会議規則第75条の規定によってお手元に配付しました申出書のとおり閉会中の継続審査の申し出があります。

お諮りします。

委員長から申し出のとおり閉会中の継続審査とすることに御異議ありませんか。

(「なし」と呼ぶもの多数)

○議長(杉本和彰君) 異議なしと認めます。

したがって、委員長から申し出のとおり閉会中の継続審査とすることに決定しました。

---

#### 日程第31 閉会中の継続調査について

○議長(杉本和彰君) 日程第31、閉会中の継続調査についてを議題とします。

各委員長から委員会において調査中の事件について会議規則第75条の規定によってお手元に配付しました申出一覧表のとおり閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。

各委員長から申し出のとおり閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

(「なし」と呼ぶもの多数)

○議長(杉本和彰君) 異議なしと認めます。

したがって、各委員長から申し出のとおり閉会中の継続調査とすることに決定しました。

---

#### 日程第32 議員派遣について

○議長(杉本和彰君) 日程第32、議員派遣についてを議題とします。

お諮りします。

議員派遣についてはお手元に配付しましたとおり派遣することにしたいと思います。

御異議ございませんか。

(「なし」と呼ぶもの多数)

○議長(杉本和彰君) 異議なしと認めます。

したがって、議員派遣についてはお手元に配付しましたとおり派遣することに決定しました。

しばらく休憩します。

---

休憩 午後 5 時47分

再開 午後 5 時50分

---

○議長（杉本和彰君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただ今、議員提案で発議第 4 号県河川、十町川河川掘削及びよしの除去に関する意見書の提出について、発議第 5 号 T P P 協定の国会批准をしないことを求める意見書の提出について及び副議長荒木拓馬君から副議長の辞職願が提出されました。

お諮りします。

発議第 4 号、第 5 号及び副議長辞職許可についてを日程に追加し、追加日程第 2 から第 4 とし、議題としたいと思えます。御異議ありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（杉本和彰君） 異議なしと認めます。したがって、発議第 4 号、第 5 号及び副議長辞職許可についてを日程に追加し追加日程第 2 から第 4 とし、議題とすることに決定しました。

---

追加日程第 2 発議第 4 号 県河川、十町川河川掘削及びよしの除去に関する意見書の提出について

○議長（杉本和彰君） 追加日程第 2、発議第 4 号「県河川、十町川河川掘削及びよしの除去に関する意見書の提出について」を議題とします。

発議第 4 号は、会議規則第 39 条第 2 項の規定によって趣旨説明を省略したいと思えます。

御異議ありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（杉本和彰君） 異議なしと認めます。

したがって、発議第 4 号は趣旨説明を省略することに決定しました。

○議長（杉本和彰君） これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（杉本和彰君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（杉本和彰君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

この採決は、起立によって行います。

発議第4号、県河川、十町川河川掘削及びよしの除去に関する意見書の提出については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(杉本和彰君) 起立多数です。

したがって、発議第4号は原案のとおり可決されました。

---

### 追加日程第3 発議第5号 TPP協定の国会批准をしないことを求める意見書の提出について

○議長(杉本和彰君) 追加日程第3、発議第5号「TPP協定の国会批准をしないことを求める意見書の提出について」を議題とします。

発議第5号は、会議規則第39条第2項の規定によって趣旨説明を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

(「なし」と呼ぶもの多数)

○議長(杉本和彰君) 異議なしと認めます。

したがって、発議第5号は趣旨説明を省略することに決定しました。

○議長(杉本和彰君) これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶもの多数)

○議長(杉本和彰君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶもの多数)

○議長(杉本和彰君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

この採決は、起立によって行います。

発議第5号、TPP協定の国会批准をしないことを求める意見書の提出については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(杉本和彰君) 起立多数です。

したがって、発議第5号は原案のとおり可決されました。

---

### 追加日程第4 副議長辞職許可について

○議長(杉本和彰君) 追加日程第4、副議長辞職許可についてを議題とします。地方自治法第117条の規定によって、荒木拓馬君の退場を求めます。

(荒木拓馬君退場)

○議長（杉本和彰君） 職員に辞職願を朗読させます。

事務局長 松尾裕二君

○事務局長（松尾裕二君） それでは、朗読いたします。「杉本和彰議長様、一身上の都合により副議長を辞職いたします。平成28年3月18日。和水町副議長荒木拓馬。」以上でございます。

○議長（杉本和彰君） お諮りします。荒木拓馬君の副議長の辞職を許可することに御異議ありませんか。

(「なし」と呼ぶもの多数)

○議長（杉本和彰君） 異議なしと認めます。

したがって、荒木拓馬君の副議長の辞職を許可することに決定しました。荒木拓馬君の入場を許可します。

(荒木拓馬君入場)

○議長（杉本和彰君） 副議長の荒木拓馬君から退任の挨拶の申し出がっておりますので、これを許可します。

13番 荒木拓馬君

○13番（荒木拓馬君） 皆さんこんにちは。2年間の副議長ということで、混迷の中の議会、そしてそういう中での議長を支える立場として頑張ってきたところでありますけれども、今回、前例ということもずっとこう調べてみますとありますし、今回一身上の都合で辞任をさせていただきたいというようなことでございます。皆さん方には大変ご迷惑をおかけしますけれども、またよろしく願いいたします。お世話になりました。

○議長（杉本和彰君） しばらく休憩します。

---

休憩 午後5時58分

再開 午後6時01分

---

○議長（杉本和彰君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただ今、副議長が欠けました。

お諮りします。

副議長の選挙を日程に追加し、追加日程第5として選挙を行いたいと思います。

御異議ございませんか。

(「なし」と呼ぶもの多数)

○議長（杉本和彰君） 異議なしと認めます。したがって、副議長の選挙を日程に追加し追加日程第5として、選挙を行うことに決定しました。

---

#### 追加日程第5 副議長の選挙について

○議長（杉本和彰君） 追加日程第5、副議長の選挙を行います。

選挙は投票で行います。議場の出入り口を閉めます。

ただ今の出席議員数は14人です。次に立会人を指名します。会議規則第32条第2項の規定によって、立会人に1番生山敬之君、2番森潤一郎君を指名します。投票用紙を配ります。念のため申し上げます。投票は単記無記名です。

(投票用紙配付中)

○議長(杉本和彰君) 投票用紙の配付漏れはありませんか。

(「なし」と呼ぶものあり)

○議長(杉本和彰君) 配付漏れなしと認めます。投票箱を点検します。

(投票箱点検中)

○議長(杉本和彰君) 異状なしと認めます。ただ今から投票を行います。1番議員から順番に投票願います。なお、11番杉村幸敏君から病気のため自席にて投票したい旨、申し出がありましたので御了承ください。

(1番議員から順番に投票中)

○議長(杉本和彰君) 投票漏れはありませんか。

(「なし」と呼ぶもの多数)

○議長(杉本和彰君) 投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

開票を行います。生山敬之君及び森潤一郎君、開票の立会いをお願いします。

(開票中)

○議長(杉本和彰君) 選挙の結果を報告します。投票総数14票、有効投票14票、無効投票0票です。有効投票のうち高巢泰廣君13票、小山暁君1票、以上のおりです。この選挙の法定得票数は4票です。したがって、高巢泰廣君が副議長に当選されました。ただ今、副議長に当選された高巢泰廣君が議場におられます。会議規則第33条第2項の規定によって当選の告知をします。高巢泰廣君、当選人の承諾及び御挨拶をお願いします。

8番 高巢泰廣君

○8番(高巢泰廣君) ただ今の選挙におきまして、副議長という大役を仰せ付けられました。なにぶん不慣れでございまして、わかりませんけれども和水町議会発展のために議長をしっかりと補佐いたしまして、円滑なる議会運営になるように常に緊張感を持ちまして努めてまいりたいと思います。どうぞ、よろしく願いいたします。

○議長(杉本和彰君) しばらく、休憩します。6時半から会議を開きます。

---

休憩 午後6時15分

再開 午後6時31分

---

○議長(杉本和彰君) 休憩前に引き続き会議を開きます。副議長の選挙に伴い議席の一部変更を日程に追加し、追加日程第6として議題としたいと思います。

御異議ありませんか。

(「なし」と呼ぶもの多数)

○議長(杉本和彰君) 異議なしと認めます。したがって、議席の一部変更を日程に追加し追加日程第6とし、議題とすることに決定しました。

---

#### 追加日程第6 議席の一部変更

○議長(杉本和彰君) 追加日程第6、議席の一部変更を行います。副議長の選挙に伴い、会議規則第4条第3項の規定によって議席の一部を変更します。庄山忠文君の議席を8番に荒木拓馬君の議席を9番に高巢泰廣君の議席を13番にそれぞれ変更します。変更した議席はお手元に配りました議席表のとおりです。

これで、本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

これをもちまして、平成28年第1回和水町議会定例会を閉会します。

3月定例会の閉会にあたり、一言御挨拶申し上げます。

去る、3月9日以来10日間に渡り、町政当面の諸議案件を審議いたしました。議員各位のご精励によりただ今閉会を宣告できましたことは、議長としてまことに喜びにたえません。今回提出されました議案は、一般・特別企業会計の平成27年度補正予算、平成28年度当初予算、各種条例の制定、同意人事に関する案件など、多数に上りました。議員各位の終始極めて真剣な御審議によりそれぞれ適正妥当な結論を得たのでありまして、ご精励に対し深く敬意を表しますとともに衷心より厚くお礼を申し上げる次第であります。また、町執行部におかれましては、審議の間常に真摯な態度をもって審議に協力されましたご苦勞に対しまして、深く敬意を表しますとともに本会議あるいは委員会において議員各位から述べられました意見なり要望事項につきましては、特に考慮を払われ執行の上に十分繁榮されますよう強く要望する次第であります。これから、春を迎え議員各位におかれましては、何かとご多忙のことと存じますが、このうえともご自愛くださいまして、町政の積極的推進にご尽力賜らんことをお願い申し上げます。御起立をお願いします。お疲れ様でした。

---

閉会 午後6時35分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

和水町議会議長

署名議員

署名議員